

資料

1 施策の展開方向における関係機関・部署一覧

項目			施策の方向	関連機関・部署	頁
大	中	小			
1 高齢者を地域で支える環境づくり					
1-1 高齢者の総合相談体制の充実					
			高齢者生活支援センターの周知, 広報活動の強化	保健福祉部高年福祉課／介護保険担当	56
			総合相談支援事業の推進	保健福祉部高年福祉課／介護保険担当 高齢者生活支援センター	56
			相談窓口における連携強化	保健福祉部高年福祉課／福祉センター 高齢者生活支援センター	56
			高齢者生活支援センターの円滑な運営や機能強化に向けた取り組みの実施	保健福祉部高年福祉課／介護保険担当 高齢者生活支援センター	56
1-2 地域発信型ネットワークの充実					
			小地域ブロック連絡会の充実	保健福祉部地域福祉課 社会福祉協議会	59
			ミニ地域ケア会議の充実	保健福祉部地域福祉課 社会福祉協議会	59
			地域ケア推進に向けた幅広い分野との連携強化	保健福祉部地域福祉課／高年福祉課 高齢者生活支援センター	59
			高齢者セーフティネットの整備	保健福祉部地域福祉課／高年福祉課 高齢者生活支援センター	59
			地域課題への取り組み	保健福祉部地域福祉課／高年福祉課 社会福祉協議会	60
1-3 高齢者の権利擁護支援の充実					
			相談体制の充実及び関係機関との連携	保健福祉部地域福祉課／高年福祉課 権利擁護支援センター 高齢者生活支援センター	63
			権利擁護に関する情報提供の強化	保健福祉部地域福祉課／高年福祉課 権利擁護支援センター 社会福祉協議会	63
			権利擁護支援システムの構築	保健福祉部地域福祉課／高年福祉課 権利擁護支援センター 社会福祉協議会	63
			権利擁護の意識を高める取り組みの推進	保健福祉部地域福祉課／高年福祉課 権利擁護支援センター 社会福祉協議会	63
1-4 認知症高齢者への支援体制の推進					
			認知症に関する正しい知識の普及・啓発	保健福祉部高年福祉課 高齢者生活支援センター	65
			認知症支援のためのネットワークの構築	保健福祉部高年福祉課	65

項目			施策の方向	関連機関・部署	頁
大	中	小			
			早期発見，相談体制の充実	保健福祉部高年福祉課／介護保険担当 保健福祉部健康課（保健センター） 高齢者生活支援センター	65
			認知症予防の推進	保健福祉部介護保険担当 高齢者生活支援センター	65
			認知症高齢者や介護家族への支援の充実	保健福祉部高年福祉課／介護保険担当 高齢者生活支援センター	66
			1-5 日常生活支援の充実		
			高齢者の自立した生活や家族介護への支援等を 目的としたサービス・事業等の充実	保健福祉部高年福祉課	67
			2 社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり		
			2-1 生きがいづくりの推進		
			(1)自主的な活動の促進		
			老人クラブ，あしやY〇倶楽部への活動支援	保健福祉部高年福祉課	71
			ボランティア活動の推進	社会福祉協議会	71
			コミュニティ・スクールの活動支援	社会教育部生涯学習課	71
			あしや市民活動センターによる市民活動の推進	市民生活部市民参画課	71
			(2)生涯学習の推進		
			生涯学習に関する情報提供の充実	社会教育部生涯学習課	72
			芦屋川カレッジ，芦屋川カレッジ大学院の充実	社会教育部市民センター（公民館）	72
			公民館講座や講演会などの充実	社会教育部市民センター（公民館）	72
			多様な学習機会の創出	社会教育部市民センター（公民館）	72
			(3)スポーツ活動等の推進		
			スポーツリーダーやスポーツボランティアの育 成及び活動機会の充実	社会教育部スポーツ・青少年課	73
			スポーツ・レクリエーション活動の推進	社会教育部スポーツ・青少年課	73
			公園への健康遊具の設置	都市環境部公園緑地課	73
			スポーツ・レクリエーション施設の充実	都市環境部公園緑地課	74
			(4)生きがい活動支援の充実		
			全庁的な生きがい推進体制の充実	全庁関係各課	75
			生きがいづくりの支援強化	市民生活部市民参画課	75
			活動場所の充実	市民生活部市民参画課 保健福祉部高年福祉課	75
			高齢者の社会参加を促進するための事業の充実	保健福祉部高年福祉課	75
			2-2 就労支援の充実		
			シルバー人材センターの充実	保健福祉部高年福祉課 シルバー人材センター	77
			多様な就労の促進	市民生活部経済課	77

項目			施策の方向	関連機関・部署	頁
大	中	小			
2-3 バリアフリーに対応した住宅の整備					
			市営住宅の充実	都市環境部住宅課	78
			県営住宅の充実	都市環境部住宅課	78
			介護保険制度における居住系サービスの基盤整備	保健福祉部介護保険担当	79
			多様な住まいの情報の提供	保健福祉部高年福祉課	79
			住環境整備への支援	保健福祉部高年福祉課	79
2-4 防犯・防災対策と災害時支援体制の整備					
			地域における見守りの推進	保健福祉部高年福祉課 保健福祉部地域福祉課 都市環境部防災安全課	81
			悪質な犯罪からの被害防止	都市環境部防災安全課 消費生活センター 高齢者生活支援センター	81
			災害時における支援体制の整備	都市環境部防災安全課 保健福祉部高年福祉課	81
3 総合的な介護予防の推進					
3-1 地域支援事業の推進					
			二次予防事業対象者の実態把握	保健福祉部介護保険担当 高齢者生活支援センター	84
			二次予防事業対象者を対象とした介護予防事業の推進	保健福祉部介護保険担当 高齢者生活支援センター	84
			一次予防事業の推進	保健福祉部介護保険担当 高齢者生活支援センター	85
			介護予防センターの活用促進	保健福祉部介護保険担当	85
			介護予防事業の評価	保健福祉部介護保険担当 高齢者生活支援センター	85
			住民主体の介護予防活動への支援	保健福祉部介護保険担当 高齢者生活支援センター	86
			包括的・継続的ケアマネジメントの推進	保健福祉部介護保険担当 高齢者生活支援センター	86
			介護予防ケアマネジメント事業の推進	保健福祉部介護保険担当 高齢者生活支援センター	87
			介護予防・日常生活支援総合事業の実施	保健福祉部高年福祉課／介護保険担当	87
			任意事業の実施	保健福祉部高年福祉課／介護保険担当	87
			社会参加活動を通じた介護予防の推進	保健福祉部介護保険担当	87
3-2 介護保険サービスによる予防給付					
			対象者の選定	保健福祉部介護保険担当	91
			介護予防ケアマネジメントの充実	保健福祉部介護保険担当 高齢者生活支援センター	91
			予防給付の提供	保健福祉部介護保険担当	92

項目			施策の方向	関連機関・部署	頁
大	中	小			
4 介護サービスの充実による安心基盤づくり					
4-1 介護給付適正化の推進強化					
			情報提供、公聴の充実	保健福祉部介護保険担当	94
			介護サービス事業者における第三者評価の導入促進	保健福祉部介護保険担当	94
			ケアマネジャーへの支援の強化	保健福祉部介護保険担当 高齢者生活支援センター	94
			不正・不適正なサービス提供の把握	保健福祉部介護保険担当	94
4-2 要介護認定の適正化の推進					
			認定調査体制の充実	保健福祉部介護保険担当	96
			介護認定審査体制の充実	保健福祉部介護保険担当	96
			介護認定審査会事務局体制の充実	保健福祉部介護保険担当	96
4-3 介護サービス事業者の質の向上に向けた取り組みと監査体制の確立					
			相談窓口の明確化	保健福祉部高年福祉課／介護保険担当 高齢者生活支援センター	97
			苦情への適切な対応の充実	保健福祉部介護保険担当	97
			高齢者施設への相談員の派遣	保健福祉部介護保険担当	97
			監査指導の実施	保健福祉部介護保険担当	97
4-4 低所得者への配慮					
			介護保険料の減免	保健福祉部介護保険担当	98
			サービス利用料の軽減	保健福祉部介護保険担当	98
4-5 介護保険サービスによる介護給付					
(1) 居宅サービス					
			居宅サービス（介護給付）の提供	保健福祉部介護保険担当	101
(2) 施設サービス					
			施設サービスの提供	保健福祉部介護保険担当	104
4-6 地域密着型サービスの充実					
			地域密着型サービスの基盤整備	保健福祉部介護保険担当	109
			地域密着型サービスの適切な運営を図るための方策	保健福祉部介護保険担当	109
			24 時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの創設	保健福祉部介護保険担当	109
			複合型サービスの創設	保健福祉部介護保険担当	109
4-7 特別給付の実施					
			緊急一時保護事業の実施	保健福祉部介護保険担当	112

2 計画策定関係法令

①老人福祉法

(市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標
- 二 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策
- 三 その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

3 市町村は、前項第1号の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）を勘案しなければならない。

4 厚生労働大臣は、市町村が第2項第1号の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。

6 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

②介護保険法

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策

三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 計画策定体制

3-1 計画策定の経過

① 芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会の開催

	日時・場所	議事内容
第1回	平成23年2月18日(金) 13時半～15時50分 北館2階会議室3	1 計画策定の基本的な考え方 2 今期計画における介護保険事業の進捗状況について 3 次期計画策定の方向性について 4 次期計画策定のためのアンケート調査について
第2回	平成23年5月30日(月) 13時半～15時半 北館2階会議室3	1 第6次芦屋すこやか長寿プラン21における推計人口について 2 アンケート調査の集計結果(概要)について 3 計画策定のスケジュールについて 4 関係団体等意向調査及び施策方向検討調査について
第3回	平成23年8月12日(金) 13時半～16時 北館2階会議室3	1 第5次芦屋すこやか長寿プラン21の達成状況について 2 介護保険サービス給付事業実績について 3 ワークショップの開催状況について 4 次期の介護保険事業計画の概要について
第4回	平成23年10月7日(金) 13時半～15時半 北館2階会議室3	1 ワークショップ及び関係団体意向調査の結果について 2 第5次芦屋すこやか長寿プラン21基本課題の整理と次期計画に向けた方向性について
第5回	平成23年11月18日(金) 13時半～16時 北館2階会議室3	1 第6次芦屋すこやか長寿プラン21中間まとめについて 2 第5期介護保険事業計画重点項目の本市の考え方について
第6回	平成24年1月27日(金) 13時半～16時 北館2階会議室3	1 介護保険サービス事業費の見込みについて 2 中間まとめに対する市民意見と市の考え方・回答(案)について 3 第6次芦屋すこやか長寿プラン21(案)について

② 芦屋市社会福祉審議会の開催

	日時・場所	議事内容
第1回	平成23年12月1日(木) 10時～11時50分 北館2階会議室3	1 第6次芦屋すこやか長寿プラン21中間まとめについて
第2回	平成24年2月17日(金) 13時半～15時半 北館2階会議室3	1 第6次芦屋すこやか長寿プラン21(案)について

③ 芦屋すこやか長寿プラン21推進本部の開催

	日時・場所	議事内容
第1回	平成23年11月22日(火) 10時半～12時 庁議室	1 第6次芦屋すこやか長寿プラン21 中間まとめについて
第2回	平成24年2月16日(木) 14時半～15時半 庁議室	1 第6次芦屋すこやか長寿プラン21(案)について

④ 芦屋すこやか長寿プラン21推進本部幹事会の開催

	日時・場所	議事内容
第1回	平成23年10月31日(月) 15時～16時半 北館2階会議室3	1 第6次芦屋すこやか長寿プラン21の計画内容について 2 ワークショップからの課題等について
第2回	平成24年2月6日(月) 13時半～15時 北館2階会議室3	1 第6次芦屋すこやか長寿プラン21(案)について 2 パブリックコメントからの意見概要と回答案について

⑤ 芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会の開催

	日時・場所	議事内容
第1回	平成22年2月15日(月) 13時半～15時半 北館2階会議室3	1 第4次芦屋すこやか長寿プラン21 施策実施状況の評価について 2 第5次芦屋すこやか長寿プラン21 概要について
第2回	平成22年8月26日(木) 13時半～15時半 南館4階大会議室	1 第5次芦屋すこやか長寿プラン21 施策実施状況の評価について
第3回	平成23年3月18日(金) 13時半～15時40分 分庁舎2階大会議室	1 第5次芦屋すこやか長寿プラン21 施策実施状況の評価について 2 第6次芦屋すこやか長寿プラン21の策定について
第4回	平成23年8月30日(火) 13時半～15時半 分庁舎2階大会議室	1 第5次芦屋すこやか長寿プラン21の達成状況について 2 介護保険サービス給付事業実績について 3 次期の介護保険事業計画の概要について
第5回	平成24年2月27日(月) 13時半～15時半 分庁舎2階大会議室	1 第5次芦屋すこやか長寿プラン21 施策実施状況の評価について

3-2 設置要綱等

① 芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会設置要綱

平成 14 年 2 月 1 日

(設置)

第 1 条 芦屋市高齢者福祉計画及び芦屋市介護保険事業計画（以下「両計画」という。）の改定を行うため、芦屋すこやか長寿プラン 21 策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(平 22.4.1・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 介護保険料の見直しに関すること。
- (2) 両計画の見直しに関すること。
- (3) その他設置目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 介護保険サービス提供事業者
- (5) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 9 条に規定する被保険者
- (6) 市民
- (7) 行政関係者

(平 16.9.1・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から両計画の策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、高齢者福祉及び介護保険に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成14年2月1日から施行する。
- 2 最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

②芦屋市附属機関の設置に関する条例〔抜粋〕

平成18年3月24日

条例第5号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	市長
附属機関の名称	芦屋市社会福祉審議会
担任意務	市民の社会福祉に関する事項についての調査審議
委員定数	12人以内(その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。)
委員の構成	(1) 知識経験者 (2) 市議会議員 (3) 社会福祉団体等の代表者 (4) 市職員
任期	2年(臨時委員は、担任意務についての審議が終了するまでの期間)

（任期）

第3条 委員の任期は、前条の表のとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（補則）

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

③芦屋市社会福祉審議会規則

平成18年4月1日

規則第48号

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

④芦屋すこやか長寿プラン21推進本部設置要綱

平成23年4月1日

(設置)

第1条 人と人が助け合うぬくもりのある福祉社会の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋すこやか長寿プラン21推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高齢者福祉計画の実施及び見直しに関すること。
- (2) 介護保険事業計画の実施及び見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者全体の福祉事業に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 3 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部には、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、保健福祉部参事（こども・高齢者・健康担当部長）をもって充て、副委員長は、保健福祉部高年福祉課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 幹事会委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 幹事会には、介護保険部会のほか必要に応じて専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、保健福祉部参事(こども・高齢者・健康担当部長)が指名する。
- 3 専門部会長は、保健福祉部高年福祉課長をもって充てる。
- 4 専門部会長は、専門部会を主宰する。
- 5 専門部会長が必要と認めるときは、専門部会委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、高齢者福祉及び介護保険に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

(本部員) 教育長 技監 総務部長 総務部参事(行政経営担当部長) 総務部参事(財務担当部長) 市民生活部長 保健福祉部長 保健福祉部参事(こども・高齢者・健康担当部長) 都市環境部長 都市環境部参事(都市計画担当部長) 市立芦屋病院事務局長 消防長 教育委員会管理部長 教育委員会学校教育部長 教育委員会社会教育部長
--

別表第2 (第5条関係)

(幹事会委員) 総務部行政経営課長 総務部財政課長 市民生活部市民参画課長 市民生活部主幹(人権推進担当課長) 市民生活部主幹(男女共同参画推進担当課長) 市民生活部経済課長 市民生活部保険医療助成課長 保健福祉部地域福祉課長 保健福祉部主幹(トータルサポート担当課長) 保健福祉部生活援護課長 保健福祉部障害福祉課長 保健福祉部主幹(介護保険担当課長) 保健福祉部主幹(福祉公社担当課長) 保健福祉部健康課長 都市環境部公園緑地課長 都市環境部防災安全課長 都市環境部環境課長 都市環境部都市計画課長 都市環境部住宅課長 市立芦屋病院事務局総務課長 教育委員会管理部管理課長 教育委員会学校教育部学校教育課長 教育委員会社会教育部生涯学習課長 教育委員会社会教育部スポーツ・青少年課長

⑤ 芦屋すこやか長寿プラン21 評価委員会設置要綱

平成 12 年 10 月 1 日

(設置)

第 1 条 芦屋市高齢者福祉計画及び芦屋市介護保険事業計画（以下「両計画」という。）の評価等を行うため、芦屋すこやか長寿プラン 21 評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(平 22.4.1・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 両計画の全体的な進捗状況の評価に関すること。
- (2) 提供サービスの状況、事業者間の連携状況等の評価に関すること。
- (3) 行政機関における調整、連携等の点検及び評価に関すること。
- (4) サービスの質的及び量的な観点から地域の保健、医療、福祉の関係委員会等の意見を反映した評価に関すること。
- (5) 市民及び利用者のサービスに対する満足度等の評価に関すること。
- (6) 両計画の見直しに関すること。
- (7) その他設置目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 福祉及び教育団体関係者
- (4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 9 条に規定する被保険者
- (5) 行政関係者

(平 15.10.1・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、特定の課題について専門的に調査等の必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員は、委員長が指名する。

3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、専門部会を主宰する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門部会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

7 専門部会は、委員会から付託された事項について協議し、その結果を委員会に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、高齢者福祉及び介護保険に関する事務を所管する課において行う。

2 専門部会の庶務は、委員長が指名した課が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

2 最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。

3 最初の任期は、第4条の規定にかかわらず平成15年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

3-3 委員名簿

① 芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会

平成 24 年 3 月 1 日現在

区 分	氏 名	団体・機関での役職名
学識経験者	◎山 本 隆	関西学院大学人間福祉学部教授
保健・医療関係者	○多 田 梢	芦屋市医師会副会長
福祉関係者	岡 本 直 子	芦屋市民生児童委員協議会幹事
	内 山 忠 一	芦屋市社会福祉協議会副会長
介護サービス提供事業者	田 中 喜代子	芦屋市施設事業者代表
	小 林 正 美	芦屋市介護サービス事業者連絡会会長
	岡 本 仲 充	芦屋市東山手高齢者生活支援センター
介護保険法第9条に規定する被保険者	柴 沼 元	芦屋市老人クラブ連合会副会長
	平 馬 忠 雄	芦屋市国民健康保険運営協議会会長
	安 宅 桂 子	認知症の人をささえる家族の会 世話人代表
市民	神 棒 真 一	市民委員
	佐々木 朋 子	市民委員
行政関係者	津 村 直 行	芦屋市保健福祉部参事（こども・高齢者・健康担当部長）
オブザーバー	西 川 佳 世	兵庫県芦屋健康福祉事務所主幹

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

② 芦屋市社会福祉審議会

平成 24 年 3 月 1 日現在

区 分	氏 名	団体・機関での役職名
学識経験者	◎中 田 智恵海	佛教大学教授
	○小笠原 慶 彰	京都光華女子大学教授
	都 村 尚 子	関西医療福祉科学大学准教授
	多 田 梢	芦屋市医師会副会長
市議会議員	畑 中 俊 彦	芦屋市議会議長
	中 島 かおり	芦屋市議会民生文教常任委員会委員長
社会福祉団体等の代表者	加 納 多恵子	芦屋市社会福祉協議会会長
	森 幸 子	芦屋市ボランティア連絡会会長
	大 嶋 三 郎	芦屋市老人クラブ連合会会長
市職員	岡 本 威	芦屋市副市長

敬称略 ◎会長 ○副会長

③芦屋すこやか長寿プラン21推進本部

平成 24 年 3 月 1 日現在

氏 名	役 職 名
◎山 中 健	市長
○岡 本 威	副市長
福 岡 憲 助	教育長
井 上 尊 詩	技監
山 口 謙 次	総務部長
青 田 悟 朗	総務部参事（行政経営担当部長）
南 雲 直 樹	総務部参事（財務担当部長）
竹 内 恵 一	市民生活部長
磯 森 健 二	保健福祉部長
津 村 直 行	保健福祉部参事（こども・高齢者・健康担当部長）
北 田 恵 三	都市環境部長
林 茂 晴	都市環境部参事（都市計画担当部長）
佐 藤 徳 治	市立芦屋病院事務局長
樋 口 文 夫	消防長
波多野 正 和	教育委員会管理部長
丹 下 秀 夫	教育委員会学校教育部長
西 本 賢 史	教育委員会社会教育部長

◎本部長 ○副部長

④芦屋すこやか長寿プラン21推進本部幹事会

平成 24 年 3 月 1 日現在

氏 名	役 職 名
◎津 村 直 行	保健福祉部参事（こども・高齢者・健康担当部長）
岸 田 太	総務部行政経営課長
稗 田 康 晴	総務部財政課長
福 島 貴 美	市民生活部市民参画課長
西 初 吉	市民生活部主幹（人権推進担当課長）
岡 田 きよみ	市民生活部主幹（男女共同参画推進担当課長）
越 智 恭 宏	市民生活部経済課長
北 川 加津美	市民生活部保険医療助成課長
寺 本 慎 児	保健福祉部地域福祉課長
細 井 洋 海	保健福祉部主幹（トータルサポート担当課長）
長 岡 良 徳	保健福祉部生活援護課長
北 口 泰 弘	保健福祉部健康課長
余 吾 康 幸	保健福祉部障害福祉課長
○安 達 昌 宏	保健福祉部高年福祉課長
永 井 喜 章	保健福祉部主幹（介護保険担当課長）
赤 川 俊 雄	保健福祉部主幹（福祉公社担当課長）
細 井 良 幸	都市環境部住宅課長
西 村 仁	都市環境部公園緑地課長
大 上 勉	都市環境部防災安全課長
乙 守 満	都市環境部環境課長
古 田 晴 人	市立芦屋病院事務局総務課長
萩 原 裕 子	教育委員会管理課長
長 岡 一 美	教育委員会生涯学習課長
木 高 守	教育委員会スポーツ・青少年課長
北 野 章	教育委員会学校教育課長

◎委員長 ○副委員長

⑤ 芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会

平成 24 年 3 月 1 日現在

区 分	氏 名	団体・機関での役職名
学識経験者	◎浅 野 仁	関西福祉科学大学大学院教授
保健, 医療及び福祉 関係者	○多 田 梢	芦屋市医師会副会長
	関 武 晟	(社) 成年後見センター・リーガルサポート兵庫県支部副支部長
	多田羅 猛	芦屋市歯科医師会会長
	仁 科 睦 美	芦屋市薬剤師会会長
	中 野 久美子	芦屋市民生児童委員協議会副会長
	加 納 多恵子	芦屋市社会福祉協議会会長
	川 添 昌 宏	アクティブライフ山芦屋所長
福祉及び教育団体 関係者	柴 沼 元	芦屋市老人クラブ連合会副会長
	久保崎 進	芦屋市身体障害者福祉協会事務局長
	野 島 さゆり	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会会長
	瀬 尾 多嘉子	(特定非営利法人) NALC 芦屋代表
介護保険法第 9 条 に規定する被保険 者	平 馬 忠 雄	芦屋市国民健康保険運営協議会会長
	佐 治 雅 子	芦屋地方労働組合協議会
	安 宅 桂 子	認知症の人をささえる家族の会世話人代表
	今 村 千 顯	芦屋市自治会連合会副会長
行政関係者	姉 川 詔 子	兵庫県芦屋健康福祉事務所長(芦屋保健所長)
	津 村 直 行	保健福祉部参事(こども・高齢者・健康担当部長)

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

⑥ 事務局

平成 24 年 3 月 1 日現在

所 属	役 職 名	氏 名
保健福祉部	高年福祉課 課長	安 達 昌 宏
	課長補佐	奥 村 享 央
	主事	山 崎 元 輝
	主幹(介護保険担当)	永 井 喜 章
	課長補佐	木 野 隆
	主査	鯉 川 敬 子
	地域福祉課 課長	細 井 洋 海
	主査	吉 川 里 香
	技師補	吉 賀 香 織
	技師補	南 由 優
	技師補	近 藤 葉 子

4 関連委員会等

① 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会

- 設置目的 高齢者，障がい者の虐待その他の権利侵害の防止策，高齢者，障がい者の権利を守るための支援策及び芦屋市権利擁護支援センターの機能を含めた地域における権利擁護支援システムの推進と検討等を行うため
- 所掌事務 権利擁護支援の推進に関する提言及び提案に関すること
権利擁護支援システムの改善に関すること
芦屋市権利擁護支援センターの役割及び機能に関すること
権利擁護の推進に関する調査及び研究に関すること
権利擁護の推進を図るためのネットワーク構築に係る支援に関すること
- 組織構成 学識経験者，司法関係者，保健福祉及び医療関係者，地域包括支援センター運営協議会関係者，芦屋市地域自立支援協議会関係者，芦屋市権利擁護支援センター関係者，福祉団体関係者，行政関係者，その他市長が必要と認めたる者

② 芦屋市地域包括支援センター運営協議会

- 設置目的 芦屋市地域包括支援センターの適切な運営，公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため
- 所掌事務 センターの設置等
センターの運営及び評価
地域包括ケアに関すること
その他設置目的達成のために必要な事項
- 組織構成 学識経験者，保健又は医療関係者，介護保険法第9条に規定する被保険者，介護サービス及び介護予防サービス提供事業者，福祉団体関係者，行政関係者

③ 芦屋市地域密着型サービス運営委員会

- 設置目的 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び同法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するに当たり，関係者の意見を反映させ，学識経験を有する者の知見の活用を図るため
- 所掌事務 地域密着型サービスを提供する事業者の指定
地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定
地域密着型サービスの質の確保，運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項
- 組織構成 学識経験者，保健又は医療関係者，同法第9条に規定する被保険者，介護サービス及び介護予防サービス提供事業者，福祉団体関係者，行政関係者

5 ワークショップ関係資料

すこやか長寿21瓦版(山手地区)

発行：ワークショップ事務局 芦屋市高年福祉課 TEL0797-38-2044 (直通)

芦屋市の高齢者福祉を考えるワークショップ

7月12日(火)午後1時30分から、芦屋市の高齢者福祉を住民のワークショップで考えようという会合が、地域住民、高齢者生活支援センター及び市役所職員等43名の参加の下に芦屋市役所北館2階会議室3で行われました。

この会合は、前回計画(第5次芦屋すこやか長寿プラン21)策定の際にも、潮見中学校区で3回に分けて開催したもので、今回は、次期計画(第6次芦屋すこやか長寿プラン21)へも、地域住民の考えや意見を反映することを目的として、初めて市内全域(山手中学校区、精道中学校区、潮見中学校区)で実施するものです。

芦屋市の高齢化率は平成23年5月31日現在で22.7%となっています。そして、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える平成27年には高齢化率は26%になることが予測されています。

また、高齢者の世帯においては、一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、今後も増加が見込まれています。

これらの背景から、高齢者ができるだけ自立した生活を送るため、要介護(要支援)状態にならないための施策や、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援などが必要とされています。

このワークショップでは、『高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちをめざす』を全体の大きなテーマとし、地域におけるさまざまなサービスや支援をつなぐ仕組みとして必要とされている「地域包括ケア」の視点に基づいた、課題整理と解決のための取り組みについて、3回にわけて検討します。

今回がその第1回目であり、次期計画への反映の足がかりとなる検討となりました。

<全体テーマ>

「高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちをめざす」

検討テーマ1 **予防の推進**

ひとりひとりの介護予防の取り組みから地域全体へ広がっていくために

検討テーマ2 **高齢になっても安心して住み続けることのできる環境**

安心して暮らせるための環境に必要なものと、優先的に取り組む課題について

第1回 「ワークショップの進め方」のタイムスケジュール

午後1時30分から1時35分	保健福祉部参事あいさつ
1時35分から1時40分	スタッフ紹介
1時40分から1時45分	ワークショップの進め方について説明
1時45分から2時15分	芦屋市における高齢者福祉施策の実施状況の説明
2時15分から2時30分	アンケート調査結果について説明
2時30分から3時30分	ワークショップ 「旧三条地区」、「山手地区」、「朝日ヶ丘・岩園地区」の3グループで検討、まとめ、発表

次期計画の考え方と

高齢者福祉施策の実施状況（要旨）

（説明者）高年福祉課 安達課長、永井主幹

- 次期の計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、「介護、予防、医療、生活支援サービス、住まい」の5つを一体化して提供する「地域包括ケア」の考え方が基本となる。
- 地域発信型ネットワークにおいては、芦屋市地域福祉推進協議会ができ、取り扱う領域も、高齢者のみならず、子ども、障がい者についての検討が行われている。
- 権利擁護に関し、昨年7月に「権利擁護支援センター」を開設。
- 地域密着型サービスは、目標整備数に達していない状況にあるが、整備に向けて調整中。

第1回ワークショップでは、

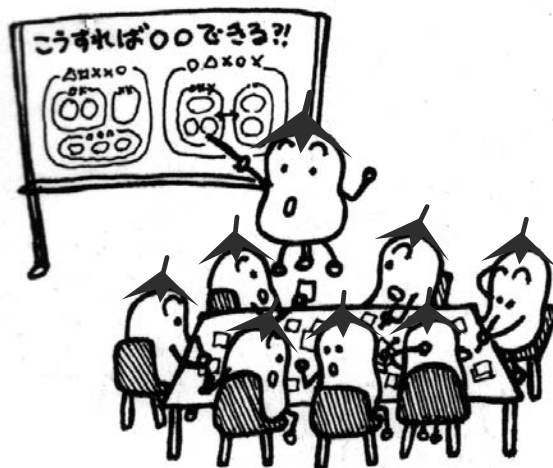
介護予防の推進

をテーマに、「自分が取り組んでいることは何か」から、「現状と課題」、「課題の解決に向けて必要と考える取り組み」として、「市民一人ひとりの取り組み」、「地域や関係団体による活動」と「行政による取り組み」を話し合いました。

アンケート調査結果（要旨）

（説明者）高年福祉課 安達課長、永井主幹

- アンケート回収率が前回より高く、関心の高さがうかがわれる。
- 地域活動への参加は「していない」が最も多く、参加しているものでは「自治会」への参加が多い。
- 地域活動で行える活動では「話し相手、相談相手」が最も高く、次いで「声掛け、見守り、安否確認」となっている。
- 在宅生活を続けていくためには「災害時にも地域の対応がしっかりしていて、安心して暮らせる環境」が最も多い。
- 将来の住まいについては「家族の介護と介護保険等のサービスを受けて自宅ですっと」が最も多く、ひとり暮らしの場合でも自宅での生活を希望する意向が約半数を占めている。



各グループでの意見・まとめ：「朝日ヶ丘・岩園地区」

参加者：青山さん，廣井さん，帰山さん，松永さん，山中さん，梶原さん，嶋田さん，浦野さん，酒井さん，山崎さん，寺東さん，田中さん（発表者），岡本さん（東山手支援センター），佐野さん（東山手支援センター），三島さん（自立支援ひろば），倉さん（自立支援ひろば），南（地域福祉課兼高年福祉課）
【順不同】

< 課題 >

- 住民が気軽に集まれる場所が近所になく，健康維持のための活動を行いにくい

根拠となる要因

- ・老人会などで体操教室により体調が良くなったという声を聞くが，集会所が近所になく，頻度が限られる。（岩園・朝日ヶ丘地区の集会所は，朝日ヶ丘，翠ヶ丘の2箇所）。
- ・地形は坂が多く，集会所などへの移動が困難である。

- 近所にどのような方が住んでいるか把握しきれず，地域のイベントにも参加しにくい

根拠となる要因

- ・近所で集まりやイベントに参加するにも，知り合いがいないと，1人では参加しにくい。
- ・朝日ヶ丘町は人口の割に民生委員が少ないため（7,482人，民生委員5名/H23.5末現在）住民の実態の把握は民生委員のみでは限界がある。
- ・マンション住民の方は，集まりに参加されない方が多いため，どんな家族が住んでいるかが分かりにくい。



< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

- (1) 市民ひとりひとり

（目標）

★近所で気軽に集まれるようにする。

★地域の方と顔の見える関係を作る。

- ①近所の方に声をかけ，その人1人1人の持つネットワークで輪を広げていく。
- ②地域のイベントに参加を呼びかける。
- ③1人で参加することが不安であれば「私も一緒に行くので。」と呼びかけ，参加しやすくする。

- (2) 地域や関係団体による活動

（目標）

2回目に共有します

★

- ①気軽に集まれる場所を開拓する。
- ②場所（保育園，マンションのロビー等）の管理者に，場所を提供してもらえよう交渉する。
- ③マンションの管理人と連携し，住民の状況を把握する。

- (3) 行政による取り組み

2回目に共有，設定します

次回検討事項

☆課題解決に向けた，地域や関係団体による活動の目標設定

☆行政による取り組みの，目標と具体策の設定



各グループでの意見・まとめ：「旧三条地区」

参加者：山村さん、林さん、岡崎さん、西田さん、岡本さん（発表者）、
鈴木さん（西山手支援センター）、木村さん（社会福祉協議会）、廣瀬（高年福祉課）、吉川（地域福祉課兼高年福祉課） 【順不同】

< 課題 >

- 閉じこもりの方は、外に出る機会が少ないことで、気力や体力が落ちてしまうのではないか。

根拠となる要因

- ・お喋りをしてコミュニケーションを取ることが健康づくりや介護予防に繋がるが、耳が聞こえにくくなり、コミュニケーションが困難となると、そういう場に出向くことを控えてしまう。
 - ・「家族には頼るが、他人には頼らない」と、呼びかけに応じず、社会との繋がりが無い方がいる。
 - ・若い頃から地域に出る機会が少なく、特に男性は定年まで地域での交流が少ないため、定年後に地域に出て交流することは、気が引けて難しい。
- 若い頃から地域に出る機会を設け、若い人と年配の人が交流でき、出かけてみたいと思われる場が必要ではないか。

（知恵の伝承と高齢者の理解にも繋がる。集まっている人の年代によって興味は異なるが、「食べること」は、どの年代も共通しており、参加意欲に通じるのではないか。）



< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

(1) 市民ひとりひとり

(目標) 2回目に共有します

★

- ①生きがいを持って前向きに取り組む姿勢を持つ。

(2) 地域や関係団体による活動

(目標) 2回目に共有します

★

- ①民生委員など地域活動をしている人から参加を呼びかける。
②老人クラブ、自治会、消防団などの活動へ勧誘する。

(3) 行政による取り組み

(目標) 2回目に共有します

★

- ①介護予防教室で料理教室を開催する。
②活動への補助要件を緩和する。

次回検討事項

☆課題解決に向けた目標と、具体的取り組みの設定



各グループでの意見・まとめ：「山手地区」

参加者：黒田さん、鳥越さん、藤川さん、白石さん、鞍田さん、津田さん、高橋さん、谷村さん（発表者）、柘田さん（西山手支援センター）、吉賀（地域福祉課兼老年福祉課）、近藤（地域福祉課兼老年福祉課）

順不同】

< 課題 >

○ 閉じこもりの方がおられ、実態が分からない

根拠となる要因

・今日、町別の65歳以上の人口を知り、自身は多くの方を把握しているつもりだったが、把握できていない方が大勢いることがわかった。

・自治会等で催しがあっても、知り合いがいないと、1人では参加しにくい。

→根気よく声かけ、近所の繋がりが必要。

・自治会等の催しに、呼びかけても来られない方が多く、健康に関連したテーマ（栄養教室やヨガ等）で、講師を呼んで企画しても、参加メンバーが増えず、もったいない。

→勉強のような内容だと堅苦しいと認識されるので、誰もが楽しめそうなテーマを考案中。



< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

(1) 市民ひとりひとり

(目 標) 2回目に共有します

★

①声をかける。

(2) 地域や関係団体による活動

(目 標) 2回目に共有します

★

①催し事のメニューを参加者の興味のあるものにする。

②自治会や老人会が連携し、催しごとに取り組む役割を明確化する。

③地区同士のつながりを広げる（自治体と民生委員が協力できれば心強いが、福祉推進委員が不在で自治会もマンションごとにある地域では民生委員1人では構想しづらいため）。

(3) 行政による取り組み

(目 標) 2回目に共有します

★

①行政は資料を作成し、データを提示する。

②道路や公園など担当や窓口が分担されているが、部局を越えた横断的なつながりを作る。

次回検討事項

☆課題解決に向けた目標の設定

次回のワークショップ予定 : 8月3日(水) 午後1時半から3時半 市役所北館2階第3会議室
1回目のワークショップで残された課題から話し合いをすすめます



第1回目は、限られた時間の中で、熱心に話し合わせ、各地域での取り組みについて共有しました。次回からも、地域でできること・行政が取り組むことなどをみなさんとともに考えていきます。引き続きみなさんの参加をお願いいたします。

すこやか長寿21瓦版(山手地区)

発行：ワークショップ事務局 芦屋市高年福祉課 TEL0797-38-2044 (直通)

芦屋市高齢者福祉を考えるワークショップ第2回開催

8月3日(水)午後1時半から、芦屋市の高齢者福祉を考えるワークショップの第2回が開催されました。

第2回目は1回目のワークショップで残された課題から話し合いを始め、検討テーマ1の目標や具体策の設定を行いました。その後「検討テーマ2 高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」について、環境が整っているのか、整っていない

のか、具体的な事象を考えながら、意見を出し合いました。

皆さん、それぞれお住まいの地域の環境について、実生活を思い浮かべながら、ハード面、ソフト面様々な状況について考え、たくさんの意見が出されました。

今回は、具体的な解決策の検討はできませんでしたが、皆さんの思いや、次につながるアイデアを共有することができました。

<全体テーマ>

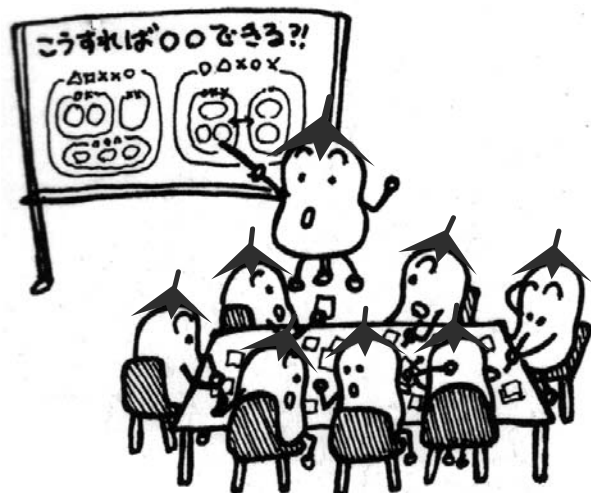
「高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちをめざす」

□ 検討テーマ1 予防の推進

ひとりひとりの介護予防の取り組みから地域全体へ広げていくために

□ 検討テーマ2 高齢になっても安心して住み続けることのできる環境

安心して暮らせるための環境に必要なものと、優先的に取り組む課題について



第2回 タイムスケジュール

午後1時30分から2時30分

「検討テーマ1」の残った課題について
検討、まとめ、発表

午後2時30分から3時30分

「検討テーマ2」の検討、まとめ、発表

各グループでの意見・まとめ：「朝日ヶ丘・岩園地区」 **完成版**

< 課題 >

- 住民が気軽に集まれる場所が近所になく、健康維持のための活動を行いにくい

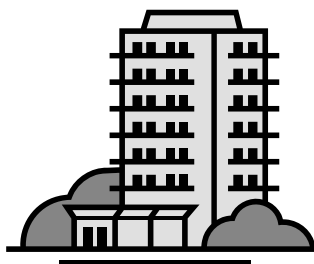
根拠となる要因

- ・老人会などで体操教室により体調が良くなったという声を聞くが、集会所が近所になく、頻度が限られる。(岩園・朝日ヶ丘地区の集会所は、朝日ヶ丘、翠ヶ丘の2箇所)。
- ・地形は坂が多く、集会所などへの移動が困難である。
- ・建物の建設などにより町の空き地が減り、集まる場所が減ったように思う。

- 近所にどのような方が住んでいるか把握しきれず、地域のイベントにも参加しにくい

根拠となる要因

- ・近所で集まりやイベントに参加するにも、知り合いがいないと、1人では参加しにくい。
- ・朝日ヶ丘町は人口の割に民生委員が少ないため(民生委員5名で、1人あたり676世帯担当している。H23.4末現在)住民の実態の把握は民生委員のみでは限界がある。
- ・マンション住民の方は、集まりに参加されない方が多いため、どんな家族が住んでいるかが分かりにくい。
- ・地域で催しごとを開催しても出てこない人がおり、もっと告知をすることが必要ではないか。



< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

- (1) 市民ひとりひとり

(目標)

★近所で気軽に集まれるようにする

★地域の方と顔の見える関係を作る

- ①近所の方に声をかけ、その人1人1人の持つネットワークで輪を広げていく。
- ②地域のイベントに参加を呼びかける。
- ③1人で参加することが不安であれば「私も一緒に行くので。」と呼びかけ、参加しやすくする。

- (2) 地域や関係団体による活動

(目標)

★地域のみんなが集まれるように場所や声かけなどを努力する

- ①気軽に集まれる場所を開拓する。
- ②場所(保育園、マンションのロビー等)の管理者に、場所を提供してもらえるよう交渉する。
- ③マンションの管理人と連携し、住民の状況を把握する。
- ④町の枠組みを越えて、隣接町との交流を行うことで交流の機会・幅を広げる。

- (3) 行政による取り組み

(目標)

★地域の中で集まれる場所や窓口を作る

- ①集会所を町ごとに作る。
- ②地域の中で集える場所を公開できるよう、交渉を行う。(商店街の開いている喫茶店、幼稚園の遊戯室、小学校などの教室、高齢者施設の交流スペース)
- ③街づくりのための開発の規制などを検討してほしい。



各グループでの意見・まとめ：「三条地区」 完成版

< 課 題 >

- 閉じこもりの方は、外に出る機会が少ないことで、気力や体力が落ちてしまうのではないか。

根拠となる要因

- ・ お喋りをしてコミュニケーションを取ることが健康づくりや介護予防に繋がるが、耳が聞こえにくくなり、コミュニケーションが困難となると、そういう場に出向くことを控えてしまう。
 - ・ 「家族には頼るが、他人には頼らない」と、呼びかけに応じず、社会との繋がりが無い方がいる。
 - ・ 若い頃から地域に出る機会が少なく、特に男性は定年まで地域での交流が少ないため、定年後に地域に出て交流することは、気が引けて難しい。
- 若い頃から地域に出る機会を設け、若い人と年配の人が交流でき、出かけてみたいと思われる場が必要ではないか。
(知恵の伝承と高齢者の理解にも繋がる。集まっている人の年代によって興味は異なるが、「食べること」は、どの年代も共通しており、参加意欲に通じるのではないか。)

その他の意見

- ・ 普段からのつながりが大切。名前を知らなくても顔なじみ・顔見知りの関係ができるとうい。
- ・ 地域で、子供のころからの楽しい思い出を作ること、地域を思う気持ちを育てていきたい。



<課題解決に向けて必要と考える取り組み>

(1) 市民ひとりひとり

(目 標)

★近隣との交流を大切にする～向こう三軒両隣の関係をつくる～

- ①生きがいを持って前向きに取り組む姿勢を持つ。
- ②あいさつ、声かけをしていく。(まずはお隣から)

(2) 地域や関係団体による活動

(目 標)

★地域との交流の中で組織にこだわらない参加のできる活動を行う

- ①民生委員など地域活動をしている人から参加を呼びかける。
- ②老人クラブ、自治会、消防団などの活動へ勧誘する。
- ③世代間交流の場にもなっているラジオ体操ラリーの継続。
- ④老人会、自治会など組織の縦割りでない活動を行う。
- ⑤世代の異なる人が接触する機会をつくる。

(3) 行政による取り組み

(目 標)

★世代間交流のできる場・環境づくり

- ①料理教室など世代に関わらず楽しめて参加できることを開催する。
- ②活動へのバックアップ。
- ③障がいを持つ人でも参加できる環境づくり。



< 課題 >

- 閉じこもりの方がおられ、実態が分からない

根拠となる要因

- ・ 今日、町別の 65 歳以上の人口を知り、自身は多くの方を把握しているつもりだったが、把握できていない方が大勢いることがわかった。
- ・ 自治会等で催しがあっても、知り合いがいないと、1 人では参加しにくい。
- 根気よく声かけ、近所の繋がりが必要。
- ・ 自治会等の催しに、呼びかけても来られない方が多く、健康に関連したテーマ（栄養教室やヨガ等）で、講師を呼んで企画しても、参加メンバーが増えず、もったいない。
- 勉強のような内容だと堅苦しいと認識されるので、誰もが楽しめそうなテーマを考案中。

● 1 回目のワークショップで意見のあった地域活動の成功事例の共有。

- ・ 松浜公園のラジオ体操について；元々は老連や自治会の方が中心となって行っていた。現在の参加者は 60～70 名、子供から高齢者まで幅広い年代の方が参加している。
- ・ YO クラブの活動について；会員が子供に昔遊びを教えたり、高齢者施設で歌を披露したりしている。
- 世代を超えた交流を持つことで地域での活動に関心を持つ人が増え、高齢者の介護予防や安心して住み続けられる環境づくりにつながるのではないかと。

< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

(1) 市民ひとりひとり

(目 標)

★ 1 人 1 人のつながりができる

- ① 声かけやあいさつをする。
- ② 地域の活動に積極的に参加する。

(2) 地域や関係団体による活動

(目 標)

★ 世代を超えた交流を持つことができる

- ① 催し事のメニューを参加者の興味のあるものにする。(様々な年代の人が楽しめるものにする)
- ② 自治会や老人会が連携し、催しごとに取り組む役割を明確化する。
- ③ 地区同士のつながりを広げる (自治体と民生委員が協力できれば心強いが、福祉推進委員が不在で自治会もマンションごとにある地域では民生委員 1 人では構想しづらいため)。

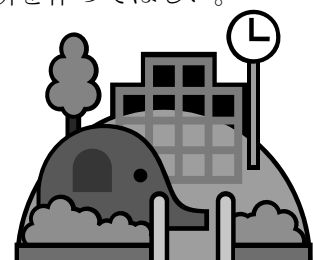
(3) 行政による取り組み

(目 標)

★ 情報発信する

★ 目標に向けて具体的に行動する

- ① 行政は地域づくりのために使える資料 (超別の人口など) を作成し、データを提示する。
- ② 道路や公園など担当や窓口が分担されているが、部局を越えた横断的なつながりを作る。
- ③ 施設等の周知。(市の掲示板、集会所、広報の活用)
- ④ 天候に左右されることなく、いつでも気軽に集まれる場所を作ってほしい。



□ 検討テーマ2

「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」について

「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」が整っているか

各グループでの意見・まとめ：「朝日ヶ丘・岩園地区」

< 課題 >

○ 環境は十分に整っていない

整っていないことの根拠となる要因

<地形>

- ・ 急勾配である。
- ・ 車でないと外出できない。車椅子や徒歩は危険。

<商業施設等への外出>

- ・ 病院や商業施設が近隣にない。
- ・ 商業施設に行くには車が必要。
- ・ 将来的には宅配などを利用しなければならないため、いつまでも住み続けられないかもしれない。

<介護保険施設>

- ・ 介護保険施設が少なく、自分が介護が必要になり入所したいというときに、入所できないかもしれない。
- ・ 施設に入るには、他市の施設になる可能性がある。

<地域の支えあい>

- ・ 頼りたくても頼れず、問題が潜在化しやすい。
- ・ 子ども会や自治会がない地区があり、顔を合わす機会が少なくなり、近隣とのつながりも薄くなった。
- ・ 近所づきあいを好まず、マンションに入居した人もいる。

環境は整っていることの根拠となる要因

<地域の情報交換>

- ・ 犬の散歩仲間の集まりで地域の方の情報を得ることができる。

<環境整備のために必要だと思うもの>

何を充足したら環境が整備されるのか

<地形>

- ・ ループバスなどの交通機関の工夫，整備。

<商業施設等への外出>

- ・ 外出できる環境の整備。

<介護保険施設>

- ・ 介護保険施設の充足。
- ・ 介護保険施設の情報収集。

<地域の支えあい>

- ・ 地域で助け合える人間関係作り。
- ・ 自分の町に自治会がないので，他の町の自治会の催しに参加するなど，自分の町以外にもつながりを作り，外出の機会を増やす。



各グループでの意見・まとめ：「三条地区」

< 課 題 >

○ 環境は十分に整っていない

整っていないことの根拠となる要因

<地域住民の関係>

- ・ 普段見かけない人がいると気にかかる。(防犯にもつながる)

<認知症>

- ・ 徘徊高齢者の情報を得た後、どのように動いたらいいのかわからない。

<住民意識>

- ・ 賃貸住宅に居住している人は、いずれは出て行くという気持ちがあるのではないか。
- ・ 自治会に参加していない分譲マンションがある。

<地域活動の担い手>

- ・ 地域活動の中心となる若い世代に引き継いでいくことが必要。

環境は整っていることの根拠となる要因

<防犯>

- ・ 防犯ステッカーを自治会で作成し、配布している。
- ・ 配布されたステッカーは概ね貼られ、活用されている。

<認知症>

- ・ 個人商店では、認知症の人の家族の人からの情報提供で見守りをを行っている。

<地域住民との関係>

- ・ 親子2代・3代の昔からの付き合いがある。
- ・ 普段からの付き合いがある。

<住民活動>

- ・ 祭りなど地域住民が参加しやすい催し物があり、地域全体で協力し合って活動しているものがある。

<環境整備のために必要だと思うもの>

何を充足したら環境が整備されるのか

<地域住民の関係>

- ・ 防犯のために限らず、地域住民同士の顔の見える関係作り。

<認知症>

- ・ 徘徊高齢者の見守り、発見の仕組み。

<住民意識>

- ・ 同じ地域住民であるという意識を高めるための働きかけ。

<地域活動の担い手>

- ・ 地域活動を通じた、若い世代への意識付け、思い出作り。
- ・ 地域文化（福祉）の継承。



各グループでの意見・まとめ：「山手地区」

< 課題 >

○ 環境は十分に整っていない

整っていないことの根拠となる要因

<地域での交流>

- ・ 一戸建ての方は民生委員が訪問している方や町内会に入っている方以外は知らない。
- ・ マンションに住んでいる方のことはあまりわからない。
- ・ マンション住人との付き合いがない。
- ・ 自分が住んでいるマンション以外の人とは全く交流がない。
- ・ 最近引っ越してきた方がよくわからない。(特に若い世代)
- ・ 地域にお住まいの方に何かあっても、家族の連絡先がわからないことがある。

<住民活動>

- ・ 若い方は仕事や子育てで忙しく、地域活動への参加が難しい。
- ・ 町内に若い方があまり住んでいない。

<住環境・立地>

- ・ 坂が多く、ゴミ出しの際に転倒する方がいる。(近所の方がゴミ出しのお手伝いを申し出ても遠慮する方がいる)

<住民意識>

- ・ 他人・近所の方に頼ることを遠慮されている方がいる。
- ・ 高齢者の集いにお誘いしても返事がない。

環境は整っていることの根拠となる要因

<地域での交流>

- ・ マンション内の人たちとあいさつをしている。



<環境整備のために必要だと思うもの>

何を充足したら環境が整備されるのか

<地域での交流>

- ・ 地域住民の関係作り。
- ・ 地域住民1人1人が関係作りを心がける。
- ・ 緊急時の家族への連絡方法についての検討。

<住民活動>

- ・ 世代を超えた、地域活動の担い手の育成
- ・ 世代間の交流

<住環境・立地>

- ・ 地域住民の関係づくり。
- ・ 自分の生活支援に関する情報提供。

<住民意識>

- ・ 地域住民の関係づくり。
- ・ 自分の生活支援に必要な情報提供。
- ・ 支援や集まりの参加を遠慮されていても、気にかけることはできるので、地域に住む方のことを気にかける。



第2回 ワークショップに参加された方々

朝日ヶ丘・岩園地区

青山さん、清水さん（発表者）、
高田さん、松永さん、山中さん、
梶原さん、嶋田さん、酒井さん、
山崎さん、寺東さん、田中さん、
岡本さん（東山手支援センター）、
佐藤さん（社会福祉協議会）、奥村（高年福祉課）、
吉賀（地域福祉課兼高年福祉課）【順不同】



三条地区

山村さん、加納さん、辰巳さん、
鈴木さん、林さん、岡崎さん、
西田さん、岡本さん（発表者）、
木村さん（社会福祉協議会）、廣瀬（高年福祉課）、
吉川（地域福祉課兼高年福祉課）【順不同】



山手地区

藤川さん、柴田さん、中川さん、
田中（道）さん（発表者）、
山縣さん（西山手支援センター）、
市村さん（社会福祉協議会）、山崎さん（ぎょうせい）、
近藤（地域福祉課兼高年福祉課）【順不同】



次回のワークショップ予定 : 8月25日（木）午後1時半から3時半 市役所北館2階第3会議室
テーマ「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」



●第2回目は、「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」について意見交換、検討しました。次回は、このワークショップも最終回となります。最終回では、2回目で出された意見を踏まえて、住民、身近な地域、行政がすべきことを具体的にまとめていきます。みなさんの参加をお願いいたします。

すこやか長寿21瓦版(山手地区)

発行：ワークショップ事務局 芦屋市高年福祉課 TEL0797-38-2044 (直通)

芦屋市高齢者福祉を考えるワークショップ最終回を開催

8月25日(木)午後1時半から、芦屋市の高齢者福祉を考えるワークショップの最終回が開催されました。

最終回では、2回目に引き続き「検討テーマ2 高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」について検討しました。2回目で出された意見を元に、「環境づくりのために取り組めることは何か」を中心に、市民一人ひとり、身近な地域、芦屋市(専門職を含む)それぞれの取り組みについて検討し、まとめました。

また、それぞれの地域で、現在取り組んでいる活動について意見を出し合い、「市内の他の地域でも取り組めると良いのではないか」と思われる活動を発表し、共有しました。

「環境づくりのための取り組み」については、様々な項目について話し合われました。瓦版では、その中でも多くの意見が出された「地域、住民」に関する意見をまとめました。その他の項目に関する意見は、別表(A3版)にまとめとして記載しています。

<全体テーマ>

「高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちをめざす」

□ 検討テーマ1 予防の推進

ひとりひとりの介護予防の取り組みから地域全体へ広げていくために

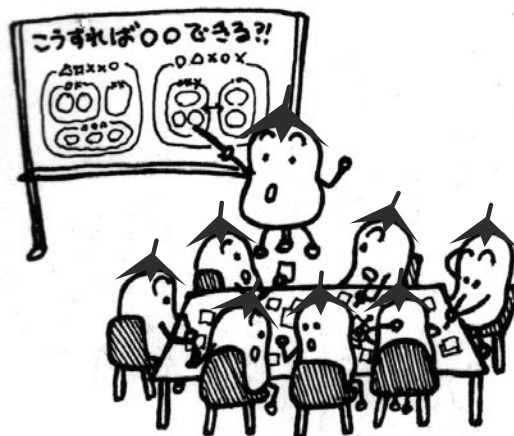
□ 検討テーマ2 高齢になっても安心して住み続けることのできる環境

安心して暮らせるための環境に必要なものと、優先的に取り組む課題について

第3回(最終回)タイムスケジュール

午後1時30分から1時45分
前回のまとめと本日の進め方の説明

午後1時45分から3時30分
「検討テーマ2」の検討、まとめ、発表



□ 検討テーマ2

「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」について

「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」が整っているか

各グループでの意見・まとめ：「朝日ヶ丘・岩園地区」

<環境整備のために必要だと思うもの>

何を充足したら環境が整備されるのか

<地形>

- ・ ループバスなどの交通機関の工夫、整備。

<商業施設等への外出>

ループバスなどの交通機関の工夫、整備。

<介護保険施設>

- ・ 介護保険施設の充足。
- ・ 介護保険施設の情報収集。
- ・ 介護保険施設に頼らなくてもいいよう健康維持に努める。

<地域の支えあい>

- ・ 地域で助け合える人間関係作り。
- ・ 自分の町に自治会がないので、他の町の自治会の催しに参加するなど、自分の町以外にもつながりを作り、外出の機会を増やす。

<環境整備のための取り組み>

○地域の支え合いについて

それぞれが取り組むこと

(1) 市民ひとりひとり

- ・ 見守り活動（声かけ、敬老祝い届など）を行う。⇒地域住民の状況を把握できる。
- ・ 挨拶をする。⇒顔見知りを作ることができ、防犯にも効果がある。

(2) 身近な地域

- ・ イベントの企画や情報発信を行い参加を呼びかける。⇒顔見知りを増やすことができる。
- ・ 顔の見える関係作りを心がける。

- ・ マンション住民に地域活動を呼びかける。⇒地域活動への参加者が増える。
- ・ 地域の問題（ごみ捨て場など）に地域で取り組む。⇒住民の意識を高めることができる。

(3) 芦屋市（専門職を含む）

- ・ 地域の方が活動しやすいよう、場所を提供する。

<現在取り組んでいる活動>

～他の地域へお勧めしたい取り組み～

- ・ 道で出会ったら挨拶するようにしている（3回出会えば挨拶するよう心がけている）
- ・ 掲示板は見やすいように、絵やパソコン技術を使って工夫しており、地域の方の才能を生かすこともできる。
- ・ 自治会や老人会が主体となって、見守り活動（バスツアー、ウォーキング会、ラジオ体操）を行っている。
- ・ 自治会、ゴミステーション共有住民が主体となって、カラス対策を行い、和を広げている。
- ・ 自治会、マンション代表が主体となり、地域で行っている防災訓練、バスツアー等を一緒にするよう声をかけている。
- ・ 老人会が主体となり、老人会員の誕生日にお菓子を手渡しており、その際に生活実態を知ることができる。
- ・ 防犯パトロール隊を立ち上げたことで、自治会、民生委員、福祉推進委員のネットワークが広がり、安全会という大きな組織になり、地域の課題に地域の方々が積極的に取り組んでいる。

各グループでの意見・まとめ：「三条地区」

＜環境整備のために必要だと思うもの＞

何を充足したら環境が整備されるのか

＜地域住民の関係＞

- ・ 防犯目的に限らず，地域住民同士の顔の見える関係作り。

＜認知症＞

- ・ 徘徊高齢者の見守り，発見の仕組み。

＜住民意識＞

- ・ 同じ地域住民であるという意識を高めるための働きかけ。

＜地域活動の担い手＞

- ・ 地域活動を通じた，若い世代への意識付け，思い出作り。
- ・ 地域文化（福祉）の継承。

＜環境整備のための取り組み＞

○地域での住民活動・交流について

それぞれが取り組むこと

(1) 市民ひとりひとり

- ・ あいさつで顔見知りになり，隣同士の付き合いを深める。
- ・ 近隣同士，個人での安否確認の見守りを行う。⇒顔見知りが増える。
- ・ 家庭における親子の絆づくり
- ・ 近所付き合いによる情報共有。
- ・ 地域活動に自分の出来るところから参加する。
- ・ 地域の行事に誘う。⇒行事への参加者が増え，地域での顔見知りが増える。
- ・ 自分の得意なことを活かした活動協力を行う。⇒地域活動が活発になる。

(2) 身近な地域

- ・ 商店街，婦人会など別々に行っている掃除を同じ日に実施する。

- ・ 高齢者への見守りと現在の訪問活動を継続する。
- ・ 相談窓口の情報発信を行う。
- ・ 自治会などで地域での困りごとを共有し，対処を考えていく。
- ・ 商店街と自治会との関係作りを行う。⇒地域での連携を強めることができる。
- ・ 芦屋川カレッジで学んだこと，取り組んでいる活動の発表の場を地域に設ける。⇒地域活動が活発になり，交流の機会になる。

(3) 芦屋市（専門職を含む）

- ・ 地域活動展開の支援。
- ・ 相談窓口などの情報提供。
- ・ 芦屋川カレッジの講義内容の工夫し，福祉や地域活動に関する内容を盛り込む。

＜現在取り組んでいる活動＞

～他の地域へお勧めしたい取り組み～

- ・ 自治会が主体となって，月 1 回町内の清掃を行っている。
- ・ コミスク，自治会，子ども会が主体となって，毎年 2 月に雪祭りと防災訓練を行っている。イベントと防災訓練を同時に実施することで楽しみながら防災意識を広めることができる。
- ・ コミスク，自治会，子ども会など地域住民が参加してラジオ体操ラリーを行っている。子どもに限らず幅広い年齢層の地域住民が楽しく集うことができる。
- ・ 芦屋川カレッジの修了生がアクティブライフ山芦屋でお茶会を行っている。

各グループでの意見・まとめ：「山手地区」

<環境整備のために必要だと思うもの>

何を充足したら環境が整備されるのか

<地域での交流>

- ・ 地域住民の関係作り。
- ・ 地域住民 1 人 1 人が関係作りを心がける。
- ・ 緊急時の家族への連絡方法についての検討。

<住民活動>

- ・ 世代を超えた、地域活動の担い手の育成。
- ・ 世代間の交流。

<住環境・立地>

- ・ 地域住民の関係づくり。
- ・ 自分の生活支援に関する情報提供。

<住民意識>

- ・ 地域住民の関係づくり。
- ・ 自分の生活支援に必要な情報提供。
- ・ 支援や集まりの参加を遠慮されていても、気にかけることはできるので、地域に住む方のことを気にかける。

<環境整備のための取り組み>

○地域での交流・住民活動について それぞれが取り組むこと

(1) 市民ひとりひとり

- ・ 日頃から子どもの見守りやゴミ出しなどを通じて近所の人と声かけをする。⇒顔見知りを増やす。
- ・ 両隣の住民の状況を気にかける。
- ・ 何かおかしいと感じたら民生委員や自治会長などに連絡し、1 人ではなく複数で対応する。
- ・ 地域での活動について家族で話し合う。
- ・ 地域行事に親子で参加する。
- ・ ゴミ出しのサポートを行う。

(2) 身近な地域

- ・ 世代を問わず住民が参加し、交流できる行事の企画を自治会・老人会・コミスクなどが連携して行う。⇒地域での関係が広がる。
- ・ 行事への参加への声かけや掲示板などを利用して地域の行事をわかりやすく伝達し、行事への参加者を増やす。
- ・ 福祉マップ（どこにどのような人が住んでいるか）作りを行う。

(3) 芦屋市（専門職を含む）

- ・ 集会所の整備。
- ・ 地域のリーダーの育成。
- ・ 地域と行政が一体となり、地域のことについて話し合う機会を設定し、地域の課題や方向性を話し合う。
- ・ 専門職員の派遣（健康教室等は専門職が講師となって欲しい）。
- ・ 住民からの発信に速やかに対応する。

<現在取り組んでいる活動>

～他の地域へお勧めしたい取り組み～

- ・ 自治会が中心となって、ヨガ教室（月 2 回）や歌声・園芸・朗読などの趣味の集いを行っている。
- ・ 自治会が中心となって、公園や公園周辺の清掃活動を月 1 回行っている。
- ・ 様々な町で親睦を図るために、食事会や日帰り旅行などを行っている。
- ・ 消防の協力のもと、船戸町・松ノ内町・大原町・東芦屋町の 4 町合同の防災訓練を行っている。
- ・ 老人会が情報誌（ルナホール・公民館の行事の案内）を発行している。
- ・ コミスク等が中心となって夏祭りや餅つき大会を行っている。
- ・ 子ども会等が、廃品回収や音楽会などを行っている。

第3回 ワークショップに参加された方々

朝日ヶ丘・岩園地区



高田さん, 山中さん, 梶原さん, 酒井さん,
浦野さん (発表者), 山崎さん, 川さん,
青山さん, 廣井さん, 尾崎さん,
三島さん (自立支援ひろば), 倉さん (自立支援ひろば),
岡本さん (東山手支援センター), 佐野さん (東山手支援センター),
吉賀 (地域福祉課兼高年福祉課), 南 (地域福祉課兼高年福祉課)

【順不同】

三条地区

山村さん (発表者), 堺谷さん, 岡本さん,
市来さん, 鈴木さん, 林さん, 岡崎さん,
西田さん, 木村さん (社会福祉協議会),
山縣さん (西山手支援センター), 吉川 (地域福祉課兼高年福祉課)

【順不同】



山手地区



谷村さん, 藤川さん, 六川さん, 守舎さん,
中川さん, 鞍田さん (発表者), 田中さん,
近藤さん, 枅田さん (西山手支援センター),
細井 (地域福祉課兼高年福祉課), 近藤 (地域福祉課兼高年福祉課)

【順不同】

- 最終回となった第3回目は、前回に引き続き、「安心して暮らせる環境は整っているか」について話し合い、市民・地域・行政として取り組めることについてまとめ、3回にわたるワークショップを無事に終了することができました。ワークショップで検討した課題については、計画に反映させるため、「芦屋市全体に共通しているもの」、「その地域のだけにみられるもの」を整理し、策定委員会等の会議で報告いたします。暑い中、またお忙しい中、ご参加いただき、また熱い議論を積み重ねていただき、本当にありがとうございました。

すこやか長寿21瓦版(精道地区)

発行：ワークショップ事務局 芦屋市高年福祉課 TEL0797-38-2044 (直通)

芦屋市の高齢者福祉を考えるワークショップ

7月13日(水)午前10時から、芦屋市の高齢者福祉を住民のワークショップで考えようという会合が、地域住民、高齢者生活支援センター及び市役所職員等27名の参加の下に保健福祉センター3階会議室1で行われました。

この会合は、前回計画(第5次芦屋すこやか長寿プラン21)策定の際にも、潮見中学校区で3回に分けて開催したもので、今回は、次期計画(第6次芦屋すこやか長寿プラン21)へも、地域住民の考えや意見を反映することを目的として、初めて市内全域(山手中学校区、精道中学校区、潮見中学校区)で実施するものです。

芦屋市の高齢化率は平成23年5月31日現在で22.7%となっています。そして、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える平成27年には高齢化率は26%になることが予測されています。

また、高齢者の世帯においては、一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、今後も増加が見込まれています。

これらの背景から、高齢者ができるだけ自立した生活を送るため、要介護(要支援)状態にならないための施策や、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援などが必要とされています。

このワークショップでは、『高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちをめざす』を全体の大きなテーマとし、地域におけるさまざまなサービスや支援をつなぐ仕組みとして必要とされている「地域包括ケア」の視点に基づいた、課題整理と解決のための取り組みについて、3回にわけて検討します。

今回がその第1回目であり、次期計画への反映の足がかりとなる検討となりました。

<全体テーマ>

「高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちをめざす」

□ 検討テーマ1 予防の推進

ひとりひとりの介護予防の取り組みから地域全体へ広げていくために

□ 検討テーマ2 高齢になっても安心して住み続けることのできる環境

安心して暮らせるための環境に必要なものと、優先的に取り組む課題について

第1回 「ワークショップの進め方」のタイムスケジュール

午前10時00分から10時05分	保健福祉部参事あいさつ
10時05分から10時10分	スタッフ紹介
10時10分から10時15分	ワークショップの進め方について説明
10時15分から10時45分	芦屋市における高齢者福祉施策の実施状況の説明
10時45分から11時15分	アンケート調査結果について説明
11時15分から12時00分	ワークショップ 「精道地区」、「打出・宮川地区」の2グループ で検討、まとめ、発表

次期計画の考え方と

高齢者福祉施策の実施状況（要旨）

（説明者）高年福祉課 安達課長、永井主幹

- 次期の計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、「介護、予防、医療、生活支援サービス、住まい」の5つを一体化して提供する「地域包括ケア」の考え方が基本となる。
- 地域発信型ネットワークにおいては、芦屋市地域福祉推進協議会ができ、取り扱う領域も、高齢者のみならず、子ども、障がい者についての検討が行われている。
- 権利擁護に関し、昨年7月に「権利擁護支援センター」を開設。
- 地域密着型サービスは、目標整備数に達していない状況にあるが、整備に向けて調整中。

第1回ワークショップでは、

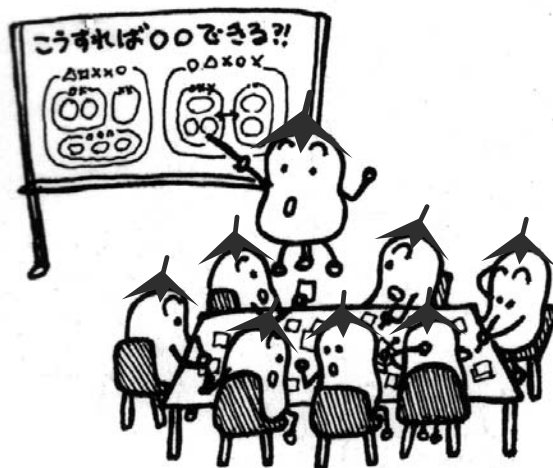
介護予防の推進

をテーマに、「自分が取り組んでいることは何か」から、「現状と課題」、「課題の解決に向けて必要と考える取り組み」として、「市民一人ひとりの取り組み」、「地域や関係団体による活動」と「行政による取り組み」を話し合いました。

アンケート調査結果（要旨）

（説明者）高年福祉課 安達課長、永井主幹

- アンケート回収率が前回より高く、関心の高さがうかがわれる。
- 地域活動への参加は「していない」が最も多く、参加しているものでは「自治会」への参加が多い。
- 地域活動で行える活動では「話し相手、相談相手」が最も高く、次いで「声掛け、見守り、安否確認」となっている。
- 在宅生活を続けていくためには「災害時にも地域の対応がしっかりしていて、安心して暮らせる環境」が最も多い。
- 将来の住まいについては「家族の介護と介護保険等のサービスを受けて自宅ですっと」が最も多く、ひとり暮らしの場合でも自宅での生活を希望する意向が約半数を占めている。



各グループでの意見・まとめ：「精道地区」

参加者：竹花さん、杉田さん（発表者）、東郷さん、中井さん、瀬良さん、高橋さん、増戸さん、今井さん、山村さん、福永さん、木村さん（社会福祉協議会）、針山さん（精道支援センター）、山崎（高年福祉課）、吉川（地域福祉課兼高年福祉課）【順不同】

< 課題 >

- 集まれる場所がないため、自主的な継続した活動が行えない。

根拠となる要因

- ・ 集える場所に出ることが介護予防になる。
- ・ 社会福祉協議会や高齢者生活支援センターが行っている教室の終了後に集える場所がないので運動などを継続できない。
- ・ 集える場所があれば、活動する方はいるのもったいない。
- ・ 公民館などは場所があっても、定期的に確保することができないので集にくい。
- ・ 集える場所の予約が1か月前の施設があるが、周知期間が短いため、参加者を集めにくい。
- ・ 実施されている教室は人数制限が設けられており、全ての希望者が参加できていない。

- 情報が届いていないため、地域での自主活動に参加できない。

根拠となる要因

- ・ 自主的に活動をしていても、その情報が伝わっていないため、参加できる機会を逃してしまう。



< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

(1) 市民ひとりひとり

(目標) 2回目に共有し、設定します。
★未設定

- ① マンションの共有スペースや自宅の庭先の解放。

(2) 地域や関係団体による活動

(目標) 2回目に共有し、設定します。
★未設定

- ① 地域への声かけ等を継続して行う。

(3) 行政による取り組み

(目標) 2回目に共有し、設定します。
★未設定

- ① 公共施設の部屋の予約方法の改善
⇒くじ引きや1か月前でなければ手続きができない状況の改善。
- ② 市有地の有効活用
⇒開きスペースにテントがあるだけでもよい。
- ③ 芦屋病院の巡回バスの路線拡大，コミュニティバスの導入。
⇒交通の便が良くなれば，集いやすくなる。

次回検討事項

☆課題「集まれる場所がない」について、目標と具体策を設定



各グループでの意見・まとめ：「打出・宮川地区」

参加者：河本さん、岡野さん、一筆さん、宮村さん、片山さん、樽井さん（発表者）、
塩田さん、武田さん、宮平さん（社会福祉協議会）、市村さん（社会福祉協議会）、
村岡（高年福祉課）、南（地域福祉課兼高年福祉課）、吉賀（地域福祉課兼高年福祉課）【順不同】

< 課題 >

- マンション住民は顔見知りになりにくいのではないかと

根拠となる要因

- ・訪問を試みても、オートロックのため誰がいるのかわかりにくく、訪問ができないため顔見知りの関係になりにくい。
- ・賃貸マンションが多く、住民の入れ代わりがあり、住民の把握が行いにくい。
- ・分譲マンションでも積極的に地域と交流しない住民も多く、誘っても出てこない。
- ・マンション管理組合は、地域の自治会とは異なる組織もあり、地域とのコミュニケーションがとりにくい。

- イベントに誘っても参加しない方がいる

根拠となる要因

- ・マンション住民は顔見知りになる機会が少ないため、誘っても参加してくれないことが多い。
- ・マンションの入居者は昔からの顔見知りではない住民も多いため、イベントに誘いにくい。



< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

- (1) 市民ひとりひとり

(目 標)

★顔の見える関係を作る。

- ①根気よく声かけを行う。

- (2) 地域や関係団体による活動

(目 標)

2回目に共有し、設定します。

★未設定

- ①老人会や自治会がこども会と共同して催しを行い、マンション住民とも交流を図る（これについてはすでに取り組んでいる地域もある）。

- (3) 行政による取り組み

(目 標)

2回目に共有し、設定します。

★未設定

（具体的に行政がすべきことは話し合われなかったが、小地域ブロック連絡会など地域のことを話し合う会議にマンションの管理組合が参加できるような働きかけがあればよいという意見があった）

次回検討事項

☆課題解決に向けた目標を設定し、行政の取り組みについて具体策を設定

次回のワークショップ予定 : 8月5日（金）午後1時半から3時半 保健福祉センター3階第1会議室
1回目のワークショップで残された課題から話し合いをすすめます。



第1回目は、限られた時間の中で、熱心に話し合わせ、各地域での取り組みについて共有しました。次回からも、地域でできること・行政が取り組むことなどをみなさんとともに考えていきます。引き続きみなさんの参加をお願いいたします。

すこやか長寿21瓦版(精道地区)

発行：ワークショップ事務局 芦屋市高年福祉課 TEL0797-38-2044 (直通)

芦屋市高齢者福祉を考えるワークショップ第2回開催

8月5日(金)午後1時半から、芦屋市の高齢者福祉を考えるワークショップの第2回が開催されました。

第2回目は1回目のワークショップで残された課題から話し合いを始め、検討テーマ1の目標や具体策の設定を行いました。その後「検討テーマ2 高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」について、環境が整っているのか、整っていない

のか、具体的な事象を考えながら、意見を出し合いました。

皆さん、それぞれお住まいの地域の環境について、実生活を思い浮かべながら、ハード面、ソフト面様々な状況について考え、たくさんの意見が出されました。

今回は、具体的な解決策の検討はできませんでしたが、皆さんの思いや、次につながるアイデアを共有することができました。

<全体テーマ>

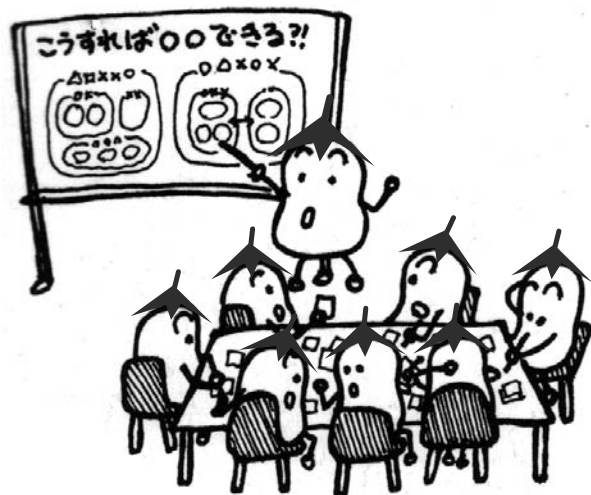
「高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちをめざす」

□ 検討テーマ1 予防の推進

ひとりひとりの介護予防の取り組みから地域全体へ広げていくために

□ 検討テーマ2 高齢になっても安心して住み続けることのできる環境

安心して暮らせるための環境に必要なものと、優先的に取り組む課題について



第2回 タイムスケジュール

午後1時30分から2時30分

「検討テーマ1」の残った課題について
検討、まとめ、発表

午後2時30分から3時30分

「検討テーマ2」の検討、まとめ、発表

□ 検討テーマ1 「予防の推進」 について

各グループでの意見・まとめ：「精道地区」 **完成版**

< 課題 >

- 集える場所がないため、自主的な継続した活動が行えない。

根拠となる要因

- ・集える場所に出ることが介護予防になるが、それができていない。
- ・社会福祉協議会や高齢者生活支援センターが行っている教室の終了後に集える場所がないので運動などを継続できない。
- ・集える場所があれば、活動する方はいるのもっていない。
- ・公民館などは場所があっても、定期的に確保することができないので集みにくい。
- ・集える場所の予約が1か月前の施設があるが周知期間が短いため、参加者を集めにくい。
- ・実施されている教室は人数制限が設けられており、全ての希望者が参加できていない。
- ・地域密着型施設にある地域交流スペースのことは知らなかった。
- ・集える場所までが遠い。(地域によっては、歩道橋を越えなければならず、高齢者には負担)
- ・特に高齢者は、土足で利用できて、座ることかできる場所が良い。

- 情報が届いていないため、地域での自主活動に参加できない。

根拠となる要因

- ・自主的に活動をしていても、その情報が伝わっていないため、参加できる機会を逃してしまう。
- ・老人会などに入っていない人へは、情報が入っていない。
- ・知り合いがいなければ口コミの情報も伝わらない。



<課題解決に向けて必要と考える取り組み>

(1) 市民ひとりひとり

(目 標)

- ★ 市民一人ひとりが顔見知りになり仲良くなる
- ② あいさつなどの声掛け。
- ③ マンションの共有スペースや自宅の庭先の解放。

(2) 地域や関係団体による活動

(目 標)

★ 一町1サロン

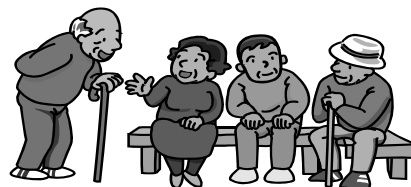
- ② 地域への声かけ等を継続して行い、住民の意識をかえていく。
- ③ 老人会の個別訪問による情報伝達の継続。
- ④ 自治会広報の活用。
- ⑤ 自治連活動の活性化。
- ⑥ 自治会と行政との協働・協力。

(3) 行政による取り組み

(目 標)

★ 活動環境整備のバックアップ

- ④ 公共施設の部屋の予約方法の改善。
⇒くじ引きや1か月前でなければ手続きができない状況の改善。
- ⑤ 市有地や旧消防庁舎の有効活用の検討。
⇒開きスペースにテントがあるだけでもよい。
- ⑥ 芦屋病院の巡回バスの路線拡大，コミュニティバスの導入。
⇒交通の便が良くなれば，集いやすくなる。
- ⑦ 地域交流スペースなどの活用できる場所の情報提供。



< 課題 >

- マンション住民は顔見知りになりにくいのではないかと

根拠となる要因

- ・訪問を試みても、オートロックのため誰がいるのかわかりにくく、訪問ができないため顔見知りの関係になりにくい。
- ・賃貸マンションが多く、住民の入れ代わりがあり、住民の把握が行いにくい。
- ・分譲マンションでも積極的に地域と交流しない住民も多く、誘っても出てこない。
- ・マンション管理組合は、地域の自治会とは異なる組織もあり、地域とのコミュニケーションがとりにくい。
- ・マンション内で自治会活動を行うことが可能なかわからない。

- イベントに誘っても参加しない方がいる

根拠となる要因

- ・マンション住民は顔見知りになる機会が少ないためか、誘っても参加してくれないことが多い。
- ・マンションの入居者は昔からの顔見知りではない住民も多いため、イベントに誘いにくい。



<課題解決に向けて必要と考える取り組み>

- (1) 市民ひとりひとり

(目 標)

★顔の見える関係を作る。

- ① 根気よく声かけを行う。

- (2) 地域や関係団体による活動

(目 標)

★それぞれの組織の活動を知り、活動を広める

- ① 老人会や自治会がこども会と共同して催しを行い、マンション住民とも交流を図る。(これについてはすでに取り組んでいる地域もある)
- ② 自治会の催しの際には会員以外にも広報活動を行う。
- ③ 地域での関係づくりのため、老人会による登下校時の見守りなどの活動を広げる。
- ④ マンション住民にも自治会活動への参加、役員を担ってもらうなどし、一緒に活動する。
- ⑤ 活動の成功例を取り入れた活動の展開。

- (3) 行政による取り組み

(目 標)

★地域での催しなど広報を行う

- ① 地域での小さな活動を分りやすくアナウンスする。
- ② 広報活動を行う窓口の設置。



□ 検討テーマ2

「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」について

「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」が整っているか

各グループでの意見・まとめ：「精道地区」

< 課題 >

○ 環境は整っていない

整っていないことの根拠となる要因

<防災>

- ・災害時の避難場所が周知されていない。
- ・一つの避難場所に集まる人が多く現実的ではないように感じる。

<買い物>

- ・徒歩圏内に商店が無く、高齢になると買い物が難しい。

<医療>

- ・何かあったときに診てもらえる医者がない。
- ・往診医がわからない。
- ・病院受診に関する相談窓口がない。

<移動手段>

- ・保健福祉センターは遠く、市内の移動手段がない。

<高齢者生活支援センター>

- ・何かあれば相談できるが、職員が少ないと思う。
- ・高齢者以外の相談はどこにすればよいのか分らない。

<認知症>

- ・認知症の方への対応が難しい。
- ・徘徊が起こった場合の対応が分らない。

<個人情報>

- ・「個人情報」という言葉に縛られ、地域住民の情報が分らない。

<地域住民>

- ・住民同士の関係が希薄。
- ・老人会や自治会などに入っていないければ、地域住民の把握ができない。

<環境整備のために必要だと思うもの>

何を充足したら環境が整備されるのか

<防災>

- ・避難訓練，防災訓練の実施
- ・現実的な防災対策の見直し

<買い物>

- ・買い物が困難な人への支援（個配，御用聞き）

<医療>

- ・かかりつけ医の確保
- ・医療に関する相談窓口

<移動手段>

- ・外出環境の整備

<高齢者生活支援センター>

- ・高齢者生活支援センターの体制の充実
- ・市民が相談した窓口から，適切な相談窓口へ繋がるシステム

<認知症>

- ・徘徊高齢者の見守り，発見システム
- ・認知症の正しい知識の普及，啓発

<個人情報>

- ・助け合いのための個人情報という意識

<地域住民>

- ・近隣とのより良い関係
- ・地域のあたたかい見守り，気づき

<行政>

- ・地域(自治会，民生委員等)と行政の話し合い
- ・民間会社と行政の協力



各グループでの意見・まとめ：「打出・宮川地区」

< 課題 >

○ 環境は十分に整っていない

整っていないことの根拠となる要因

< 地区組織活動 >

- ・老人会，自治会活動の新鮮味が薄い。
- ・積極的な活動があまり見受けられない。
- ・活動に参加しない地域住民がいる地域がある。

< 外出環境 >

- ・市内施設によっては，交通の便が悪い。
- ・夜は道が暗く危険。
- ・高齢で外出が困難となり，タクシーを利用する場合に，金銭的な負担が，外出の妨げになるのではないか。

< 日常生活支援 >

- ・介護保険サービスを利用するほどではないちょっとした用事を依頼，相談できる場がない。

< 防災 >

- ・災害時の避難場所が分らない。
- ・地域で災害時の対応について話合われていない。
- ・要援護者の名簿ができていない。

< 見守り >

- ・高齢者の安否確認，見守りに不安がある。
- ・救急医療情報キットの周知ができていない。

< 介護保険施設 >

- ・入所したいときには満床が予測される。

整っていることの根拠となる要因

< 地区組織 >

- ・老人会，子ども会が充実している。

< 地域住民の関係 >

- ・顔なじみが多く，子どもを預けるられるなど助け合う環境ができています。
- ・地域の関係が良好な地域がある。

< サービス >

- ・シルバー人材センターを利用して支援が受けられる。
- ・居宅介護支援事業所も多くあり，ケアマネジャーによる支援が得られる。

< 外出 >

- ・交通機関の利用で，三宮，大阪などに行きやすく，阪神電車もバリアフリー化されている。

< 環境整備のために必要だと思うもの >

何を充足したら環境が整備されるのか

< 地区組織活動 >

- ・地域活動の充実
- ・地域活動への住民参加

< 外出環境 >

- ・バスの増便，路線の工夫
- ・街灯の整備
- ・高齢者の外出支援の充実

< 日常生活支援 >

- ・「ちょっとした支援」に対応するサービスの整備

< 防災 >

- ・防災情報の周知
- ・災害支援マップの作成
- ・要援護者の整理

< 見守り >

- ・センサー付き給湯器の利用や，インターネットを利用した主治医との繋がりなどの様々な見守り，安否確認システムの活用
- ・救急医療情報キットの情報提供，周知

< 介護保険施設 >

- ・介護保険施設の整備



第2回 ワークショップに参加された方々

精道地区

山村さん、東郷さん、山上さん、
中井さん（発表者）、瀬良さん、
高橋さん、今井さん、
針山さん（精道支援センター）、山崎（高年福祉課）、
吉川（地域福祉課兼高年福祉課） 【順不同】



宮川・打出浜地区

岡野さん、宮村さん、高津さん、
廣瀬さん（発表者）、中上さん（発表者）、
河本さん、北口さん、
木村さん（社会福祉協議会）、村岡（高年福祉課）、
細井（地域福祉課兼高年福祉課）、
吉賀（地域福祉課兼高年福祉課） 【順不同】

次回のワークショップ予定 : 8月23日（火）午後1時半から3時半 福祉センター3階 会議室1
テーマ「**高齢になっても安心して住み続けることのできる環境**」



- 第2回目は、「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」について意見交換、検討しました。次回は、このワークショップも最終回となります。最終回では、2回目で出された意見を踏まえて、住民、身近な地域、行政がすべきことを具体的にまとめていきます。みなさんの参加をお願いいたします。

すこやか長寿21瓦版(精道地区)

発行：ワークショップ事務局 芦屋市高年福祉課 TEL0797-38-2044 (直通)

芦屋市高齢者福祉を考えるワークショップ最終回を開催

8月23日(火)午後1時半から、芦屋市の高齢者福祉を考えるワークショップの最終回が開催されました。

最終回では、2回目に引き続き「検討テーマ2 高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」について検討しました。2回目で出された意見を元に、「環境づくりのために取り組めることは何か」を中心に、市民一人ひとり、身近な地域、芦屋市(専門職を含む)それぞれの取り組みについて検討し、まとめました。

また、それぞれの地域で、現在取り組んでいる活動について意見を出し合い、「市内の他の地域でも取り組めると良いのではないか」と思われる活動を発表し、共有しました。

「環境づくりのための取り組み」については、様々な項目について話し合われました。瓦版では、その中でも多くの意見が出された「防災」に関する意見をまとめました。その他の意見は、別表(A3版)にまとめとして記載しています。

<全体テーマ>

「高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちをめざす」

□ 検討テーマ1 **予防の推進**

ひとりひとりの介護予防の取り組みから地域全体へ広げていくために

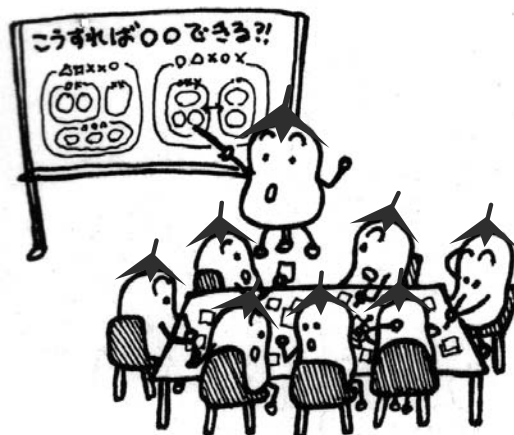
□ 検討テーマ2 **高齢になっても安心して住み続けることのできる環境**

安心して暮らせるための環境に必要なものと、優先的に取り組む課題について

第3回(最終回)タイムスケジュール

午後1時30分から1時45分
前回のまとめと本日の進め方の説明

午後1時45分から3時30分
「検討テーマ2」の検討、まとめ、発表



□ 検討テーマ2

「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」について

「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」が整っているか

各グループでの意見・まとめ：「精道地区」

＜環境整備のために必要だと思うもの＞

何を充足したら環境が整備されるのか

＜防災＞

- ・ 避難・防災訓練の実施。
- ・ 防災対策の見直し。

＜買い物＞

- ・ 買い物が必要な人への支援。

＜医療＞

- ・ かかりつけ医の確保。
- ・ 医療に関する相談窓口の設置。

＜移動手段＞

- ・ 外出環境の整備。

＜高齢者生活支援センター＞

- ・ 体制を充実させ、適切な相談先に繋がるシステム。

＜認知症＞

- ・ 徘徊の見守り、発見のシステム。
- ・ 認知症の正しい知識の普及、啓発。

＜個人情報＞

- ・ 助け合いのための個人情報という意識。

＜地域の支えあい＞

- ・ 地域の温かい見守り、気づき。

＜行政＞

- ・ 地域の方々と行政の話し合い。
- ・ 民間会社と行政の協力。

＜環境整備のための取り組み＞

○防災・防犯について

それぞれが取り組むこと

(1) 市民ひとりひとり

- ・ 自治会や地域の会に参加するして地域の方と知り合いになるよう心がけ、防災情報を共有する。
- ・ 避難場所や避難経路について情報収集し、理解しておく。

(2) 身近な地域

- ・ 避難場所のマップを作成する。
- ・ 地域と施設と合同で避難訓練を行い、災害時に備える。
- ・ 市民が防災に関心をもつ企画を検討する（防災組織を市全体で実施するなど）。
- ・ 日頃の見守りや自治会等の活動の中で、住民に防災に関する情報を提供する（避難場所の話をするなど）。
- ・ 自主防犯組織を立ち上げて、地域で防犯に取り組む。
- ・ 災害時の救助システムを整える（市全体で防災訓練を行うなど）。

(3) 芦屋市（専門職を含む）

- ・ 市民が防災に関心をもつ企画を検討する（防災組織を市全体で実施するなど）。
- ・ 防災訓練の参加者が多くなるよう努める。
- ・ 防災無線の音量、音質を改善する。

＜現在取り組んでいる活動＞

～他の地域へお勧めしたい取り組み～

- ・ 自治会、老人会、子ども会が実施主体となり、松浜公園でラジオ体操を行っている。夏休みにはマルモ体操も取り入れて大人気である。岩園町や山芦屋町からも参加者がおられる。
- ・ お餅つき会、クリーンデイ（年2回）、ふれあいの会を自治会主体で行っている（平田町）。
- ・ 道路の清掃を、自治会主体で、小学校、高校周辺で、毎月第2日曜日に行っている（精道町）。
- ・ 3町の自治会主体で落語の会（芦屋市立美術館）を行い、他町との親睦を深めている（竹園町、伊勢町、松浜町）。
- ・ 食事会、花見等のレクリエーションを、1人暮らしの高齢者を対象に年3～4回行っている（浜芦屋町）。

各グループでの意見・まとめ：「宮川・打出浜地区」

<環境整備のために必要だと思うもの>

何を充足したら環境が整備されるのか

<地域活動>

- ・ 地域での声かけ。地域活動への参加のよびかけ。

<外出環境>

- ・ バスの増設や路線の工夫，街灯増設。

<生活支援>

- ・ ささいな支援ニーズに対応するサービスの整備。

<防災>

- ・ 災害支援マップを作成する。
- ・ 知事会などで災害時の対策を話し合う。

<見守られる環境>

- ・ 主治医による安否確認ができるシステムの整備。
- ・ 救急医療情報キットの周知。

<介護保険施設>

- ・ 介護保険施設の整備。

<環境整備のための取り組み>

○防災について

それぞれが取り組むこと

(1) 市民ひとりひとり

- ・ 自身で救急医療情報キットのようなものを作り，災害時でも支援を受けやすい体制を整える。

(2) 身近な地域

- ・ 災害に備えて「地域推進委員福祉マップ」を作成する。
- ・ 防災訓練を行い，災害に備える。
- ・ 自治会や子ども会，老人会など各団体と連携をとり，災害時は団体で対応できる体制を整える。
- ・ 高層マンション管理者と連携をとり，津波が来た時の避難場所を確保する。

(3) 芦屋市（専門職を含む）

- ・ 防災倉庫を増設する。
- ・ 緊急避難用のサイレン音を音質・音量面で聞き取りやすいものに改善し，災害に備える（半鐘の音が注意を引きやすいのではないか）。
- ・ 災害時は安否確認や情報共有ができるよう，民生委員，福祉推進委員や自治会，子ども会，老人会などの各団体のパイプ役となる。

<現在取り組んでいる活動>

～他の地域へお勧めしたい取り組み～

- ・ 季節のイベント（花見，盆おどり，七夕まつり等）を自治会で行っている。15年以上続いている取り組みもある（春日町，宮塚町）。
- ・ 「あつと@る一む」など月1回程度，定期的に関く茶話会がある。元祖のコミュニティー活動やネットワーク部会をきっかけに始めた取り組みもある（打出小槌町，西蔵町，南宮町）。
- ・ 自主防災の防災訓練を町内住民で行っている（若宮町）。
- ・ メンズクラブを町内男性住民で結成しており，小学校の登下校の見守りを行っている（浜町）。
- ・ 「まごのて広場」（打出商店街）にて，今年6月から4町中心に見守り活動等を行い，地域の支えあいの拠点としている（春日町，打出小槌町，打出町，若宮町）。
- ・ いきいき交流会と名づけて，高齢者を対象に，カラオケやグランドゴルフを行っている（大東町）。



第3回 ワークショップに参加された方々

精道地区

東郷さん、瀬良さん、今井さん、
野崎さん、木村さん(社会福祉協議会)、
針山さん(精道支援センター)、山崎(高年福祉課)、
南(地域福祉課兼高年福祉課)



宮川・打出浜地区



由良さん、岡野さん、宮村さん、
片山さん、高津さん、廣瀬さん、
浦川さん、山本さん、田中さん、
河本さん、市村さん(社会福祉協議会)、
村岡(高年福祉課)、糸田井(地域福祉課兼高年福祉課)、
吉賀(地域福祉課兼高年福祉課)【順不同】

- 最終回となった第3回目は、前回に引き続き、「安心して暮らせる環境は整っているか」について話し合い、市民・地域・行政として取り組めることについてまとめ、3回にわたるワークショップを無事に終了することができました。ワークショップで検討した課題については、計画に反映させるため、「芦屋市全体に共通しているもの」、「その地域のだけにみられるもの」を整理し、策定委員会等の会議で報告いたします。暑期中、またお忙しい中、ご参加いただき、また熱い議論を積み重ねていただき、本当にありがとうございました。

すこやか長寿21瓦版(潮見地区)

発行：ワークショップ事務局 芦屋市高年福祉課 TEL0797-38-2044 (直通)

芦屋市の高齢者福祉を考えるワークショップ

7月13日(水)午後6時30分から、芦屋市の高齢者福祉を住民のワークショップで考えようという会合が、地域住民、高齢者生活支援センター及び市役所職員等43名の参加の下に芦屋市役所北館2階会議室3で行われました。

この会合は、前回計画(第5次芦屋すこやか長寿プラン21)策定の際にも、潮見中学校区で3回に分けて開催したもので、今回は、次期計画(第6次芦屋すこやか長寿プラン21)へも、地域住民の考えや意見を反映することを目的として、初めて市内全域(山手中学校区、精道中学校区、潮見中学校区)で実施するものです。

芦屋市の高齢化率は平成23年5月31日現在で22.7%となっています。そして、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える平成27年には高齢化率は26%になることが予測されています。

また、高齢者の世帯においては、一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、今後も増加が見込まれています。

これらの背景から、高齢者ができるだけ自立した生活を送るため、要介護(要支援)状態にならないための施策や、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援などが必要とされています。

このワークショップでは、『高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちをめざす』を全体の大きなテーマとし、地域におけるさまざまなサービスや支援をつなぐ仕組みとして必要とされている「地域包括ケア」の視点に基づいた、課題整理と解決のための取り組みについて、3回にわけて検討します。

今回がその第1回目であり、次期計画への反映の足がかりとなる検討となりました。

<全体テーマ>

「高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちをめざす」

検討テーマ1 **予防の推進**

ひとりひとりの介護予防の取り組みから地域全体へ広がっていくために

検討テーマ2 **高齢になっても安心して住み続けることのできる環境**

安心して暮らせるための環境に必要なものと、優先的に取り組む課題について

第1回 「ワークショップの進め方」のタイムスケジュール

午後6時30分から6時35分	保健福祉部参事あいさつ
6時35分から6時40分	スタッフ紹介
6時40分から6時45分	ワークショップの進め方について説明
6時45分から7時15分	芦屋市における高齢者福祉施策の実施状況の説明
7時15分から7時50分	アンケート調査結果について説明
7時50分から8時45分	ワークショップ 「浜風地区」、「潮見地区」、「潮芦屋地区」の3グループで検討、まとめ、発表

次期計画の考え方と

高齢者福祉施策の実施状況（要旨）

（説明者）高年福祉課 安達課長、永井主幹

- 次期の計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、「介護、予防、医療、生活支援サービス、住まい」の5つを一体化して提供する「地域包括ケア」の考え方が基本となる。
- 地域発信型ネットワークにおいては、芦屋市地域福祉推進協議会ができ、取り扱う領域も、高齢者のみならず、子ども、障がい者についての検討が行われている。
- 権利擁護に関し、昨年7月に「権利擁護支援センター」を開設。
- 地域密着型サービスは、目標整備数に達していない状況にあるが、整備に向けて調整中。

第1回ワークショップでは、

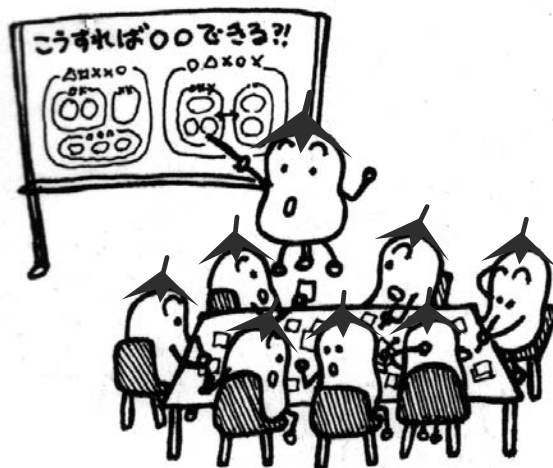
介護予防の推進

をテーマに、「自分が取り組んでいることは何か」から、「現状と課題」、「課題の解決に向けて必要と考える取り組み」として、「市民一人ひとりの取り組み」、「地域や関係団体による活動」と「行政による取り組み」を話し合いました。

アンケート調査結果（要旨）

（説明者）高年福祉課 安達課長、永井主幹

- アンケート回収率が前回より高く、関心の高さがうかがわれる。
- 地域活動への参加は「していない」が最も多く、参加しているものでは「自治会」への参加が多い。
- 地域活動で行える活動では「話し相手、相談相手」が最も高く、次いで「声掛け、見守り、安否確認」となっている。
- 在宅生活を続けていくためには「災害時にも地域の対応がしっかりしていて、安心して暮らせる環境」が最も多い。
- 将来の住まいについては「家族の介護と介護保険等のサービスを受けて自宅ですっと」が最も多く、ひとり暮らしの場合でも自宅での生活を希望する意向が約半数を占めている。



各グループでの意見・まとめ：「浜風地区」

参加者：田舎さん、市栄さん、大永さん、橋本さん、葛尾さん、磯中さん、浦壁さん、古家さん、福井さん、青井さん、栗田さん（発表者）、木村さん（社会福祉協議会）、小川（地域福祉課）、吉川（地域福祉課兼高年福祉課）、近藤（地域福祉課兼高年福祉課）
【順不同】

< 課題 >

- 地域の集会所での男性参加者が少ない
（様々な人と交流したり、外出することが介護予防につながるため）

根拠となる要因

- ・地域の集会所では様々な教室をしているが女性参加者がほとんど。
- ・男性体操教室を開催し、参加者 14 名で約 1 年継続しているが、メンバーがほぼ固定されている。

- 芦屋川カレッジの卒業生による活動が地域に還元されていない

根拠となる要因

- ・卒業生は同期会を開催しており交流があるが、地域で具体的な活動はまだ十分ではない。
- ・先日の同期会では地域別の集まりがあったが、地域での活動展開を狙っているのかとも考えられる。
- ・芦屋川カレッジの卒業生は豊富な「個人知」を持っている方が多いため、「個人知」を広く「地域知」につなげていきたい。

- 事業を継続させることが難しいため、地域に出て行く場が少なくなってしまう

根拠となる要因

- ・賃貸住宅か持ち家かによって地域活動への参加の意識が異なる。
- ・横のつながりが少なく、高齢化が進んでいるため、活動が負担になっていく。
- ・活動を企画しても担当が替わると継続できなかったことがある。

< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

- (1) 市民ひとりひとりの取り組み

(目 標)

★

2 回目に共有，設定します

- (2) 地域や関係団体による活動

(目 標)

2 回目に共有します

★横のつながりをつくる

- ①自治会役員の仕事の負担を減らし、任期終了後も半数の役員には継続して残ってもらうことができるようにしたい。
- ②防災訓練の実施。(中低層住宅から高層住宅へ避難する訓練)
- ③活動の周知・きっかけ作り。(男性が参加しやすい、健康づくりができて楽しむことができるプログラムの検討)

- (3) 行政による取り組み

(目 標)

2 回目に共有，設定します

★

- ①市民センター等と連携し、芦屋川カレッジ卒業生など知識を多く持っている方の地域活動への参加を促す。

次回検討事項

- ☆市民ひとりひとりの取り組みについて、目標と具体策の設定
- ☆行政による取り組みについての目標と具体策の設定



各グループでの意見・まとめ：「潮見地区」

参加者：樫本さん、瀬尾さん、鈴木さん、小林さん、大西さん、森嶋さん、田中（恵）さん（発表者）、田中（利）さん、忠津さん、西村さん、牧野さん、足立さん、荒木さん（潮見支援センター）、岡本（高年福祉課）、吉賀（地域福祉課兼高年福祉課） 【順不同】

< 課題 >

- 閉じこもりの方がいる（外出することや人と交流を持つことが介護予防につながる）

根拠となる要因

- ・高層マンションやタウンハウスなどは高齢化が急速に進んでいるため、自治会によっては敬老の日に全戸訪問調査を行い、閉じこもりの方の発見、家族構成の把握に努めたり、赤飯を配ったり、高齢者の集える場所の提供を行うなどの取り組みをしている。
- ・閉じこもりがちの方に地域での活動の参加を呼びかけているが、なかなか参加してくれない。

- 地域での活動に男性高齢者の参加が少ない

根拠となる要因

- ・地域活動での女性の力は大きく参加者が多い。
- ・声をかけてもらう機会が少ない。
- ・声をかけても参加が少ない。



< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

- (1) 市民ひとりひとりの取り組み

(目 標) 2 回目に共有します

★

- ①町で会う地域の高齢者に声をかける。
- ②催しごとに参加を呼びかける。特に女性(妻など)から男性へ参加を呼びかける。

- (2) 地域や関係団体による活動

(目 標) 2 回目に共有します

★

- ①全戸訪問調査を行い、地域住民の家族構成などの把握に努める。
- ②老人会同士の連携を図ることが必要。
- ③赤飯などを配布して地域高齢者の安否確認を行う。
- ④催しの開催。
- ⑤歌の会や熱中症対策として自治会室を高齢者の集える場所として提供し、地域の情報を共有する。
- ⑥災害時に援助が必要な人の把握を行う。
- ⑦福祉推進委員などの立場から近所の高齢者に声かけを行う。

- (3) 行政による取り組み

(目 標)

★

2 回目に共有、設定します。

次回検討事項

- ☆問題解決に向けた目標設定
- ☆行政の取り組みの具体策の設定

各グループでの意見・まとめ：「潮芦屋地区」

参加者：支倉さん（発表者）、大野さん、三木さん、下村さん、高戸さん（潮見支援センター）、宮平さん（社会福祉協議会）、下條（高年福祉課）、南（地域福祉課兼高年福祉課）
【順不同】

< 課題 >

- 復興公営住宅とそれ以外では、地域での課題が異なる（例えば人口構成など）

根拠となる要因

- ・復興公営住宅とそれ以外では人口構成が大きく異なる。

- 高齢者に関する情報やイベントが少ないため、地域での取り組みに参加しにくい

根拠となる要因

- ・南浜町では高齢者が少ないため、子どもを中心としたイベントが多い。
- ・陽光町では高齢化率が高く、高齢者に関する情報を手に入れやすいが、南浜町まで情報が伝わっていない。

- 集まる場の確保、取り持つ人がいないと参加しにくい

根拠となる要因

- ・日常的に開放されている場所が少ない。（以前は老人会のお茶会があったが、なくなってしまった。）

< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

- (1) 市民ひとりひとりの取り組み

(目 標)

2回目に共有します

★人のつながりを広げる

- ①事業やイベントに参加してもらえるよう声かけをする。

- (2) 地域や関係団体による活動

(目 標)

2回目に共有、設定します

★

- ①参加対象者の広いイベントを企画し、横のつながりを作る。（有志の盆踊りが8月20日にあり、講師の方もお願いしている。練習も3～4回しており、練習の段階から人のつながりができるように考えている。）
- ②自治会、老人会、LSA等がイベント参加を呼びかける。

- (3) 行政による取り組み

(目 標)

2回目に共有、設定します

★

次回検討事項

- ☆地域や関係団体による活動の目標設定
- ☆行政の取り組みについて目標と具体策の設定



第1回目は、限られた時間の中で、熱心に話し合わせ、各地域での取り組みについて共有しました。次回からも、地域でできること・行政が取り組むことなどをみなさんとともに考えていきます。引き続きみなさんの参加をお願いいたします。

次回のワークショップ予定 : 8月5日（金）午後6時半から8時半 市役所北館2階第3会議室
1回目のワークショップで残された課題から話し合いをすすめます。

すこやか長寿21瓦版(潮見地区)

発行：ワークショップ事務局 芦屋市高年福祉課 TEL0797-38-2044 (直通)

芦屋市高齢者福祉を考えるワークショップ第2回開催

8月5日(金)午後6時半から、芦屋市の高齢者福祉を考えるワークショップの第2回が開催されました。

第2回目は1回目のワークショップで残された課題から話し合いを始め、検討テーマ1の目標や具体策の設定を行いました。その後「検討テーマ2 高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」について、環境が整っているのか、整っていない

のか、具体的な事象を考えながら、意見を出し合いました。

皆さん、それぞれお住まいの地域の環境について、実生活を思い浮かべながら、ハード面、ソフト面様々な状況について考え、たくさんの意見が出されました。

今回は、具体的な解決策の検討はできませんでしたが、皆さんの思いや、次につながるアイデアを共有することができました。

<全体テーマ>

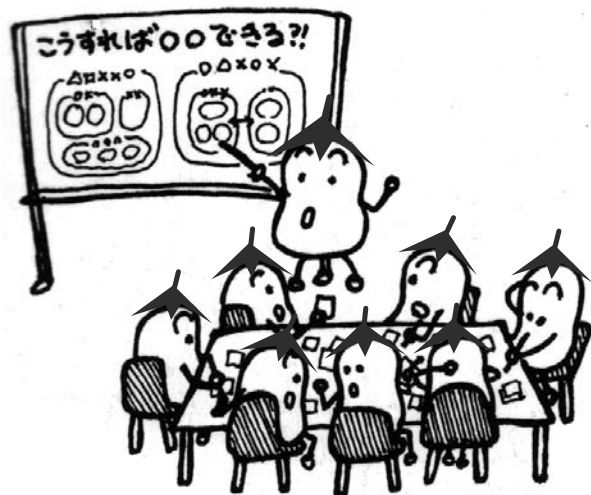
「高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちをめざす」

□ 検討テーマ1 予防の推進

ひとりひとりの介護予防の取り組みから地域全体へ広げていくために

□ 検討テーマ2 高齢になっても安心して住み続けることのできる環境

安心して暮らせるための環境に必要なものと、優先的に取り組む課題について



第2回 タイムスケジュール

午後6時30分から7時30分

「検討テーマ1」の残った課題について
検討、まとめ、発表

午後7時30分から8時30分

「検討テーマ2」の検討、まとめ、発表

□ 検討テーマ1 「予防の推進」 について

各グループでの意見・まとめ：「浜風地区」

＜ 課 題 ＞

- 様々な人と交流したり，外出することが介護予防につながるが，地域の集会所での男性参加者が少ない

根拠となる要因

- ・地域の集会所で様々な教室をしているが，女性参加者がほとんど。
- ・男性体操教室を開催し，参加者 14 名で約 1 年継続しているが，メンバーがほぼ固定されている。

- 芦屋川カレッジの卒業生による活動が地域に還元されるとよい

根拠となる要因

- ・卒業生は同期会を開催しており交流があるが地域で具体的な活動はまだ十分ではない。
- ・先日の同期会では地域別の集まりがあったが地域での活動展開を狙っているのかとも考えられる。
- ・芦屋川カレッジの卒業生は豊富な「個人知」を持っている方が多いため，「個人知」を広く「地域知」につなげていきたい。

- 事業を継続させることが難しいため，地域に出て行く場が少なくなってしまう

根拠となる要因

- ・賃貸住宅か持ち家かによって地域活動への参加の意識が異なる。
- ・横のつながりが少なく，高齢化が進んでいるため，活動が負担になっていく。
- ・活動を企画しても担当が替わると継続できなかったことがある。
- ・高層住宅の住人にとって，地域の集会所は遠く，集まりに参加しにくい。高層住宅の集会所を利用しやすいものにすれば，高層住宅の住人も集まりに参加しやすいのではないかな。

＜課題解決に向けて必要と考える取り組み＞

- (1) 市民ひとりひとりの取り組み

(目 標)

★隣組の関係を作る

- ①一人ひとりが地域へ出て行く。
- ②一人ひとり周りに気をつけるようにする。
- ③隣同士を知るように心がける。

- (2) 地域や関係団体による活動

(目 標)

★横のつながりをつくる

★歩いていくことができる範囲ででてくるきっかけ（イベント）を作る

- ①自治会役員の仕事の負担を減らし，任期終了後も半数の役員には継続して残ってもらうことができるようにしたい。
- ②防災訓練の実施。（中低層住宅から高層住宅へ避難する訓練）
- ③活動の周知・きっかけ作り。（男性が参加しやすい，健康づくりができて楽しむことができるプログラムの検討。）
- ④地域で活動している小グループを調べ，ネットワークを作る。
- ⑤柔軟な発送を持つ人が継続的に関わる仕組みを作る。
- ⑥救急情報キットを導入する。

- (3) 行政による取り組み

(目 標)

次回提案します。検討をお願いします。

★

- ①市民センター等と連携し，芦屋川カレッジ卒業生など知識を多く持っている方の地域活動への参加を促す。
- ②高層住宅の集会所を使いやすいようにする。（できれば行政に頼らずに自分たちで行ったほうがよいという意見があった。）

各グループでの意見・まとめ：「潮見地区」

< 課題 >

- 閉じこもりの方がいる（外出することや人と交流を持つことが介護予防につながる）

根拠となる要因

- ・高層マンションやタウンハウスなどは高齢化が急速に進んでいるため、自治会によっては敬老の日に全戸訪問調査を行い、閉じこもりの方の発見、家族構成の把握に努めたり、赤飯を配ったり、高齢者の集える場所の提供を行うなどの取り組みをしている。
- ・閉じこもりがちの方に地域活動の参加を呼びかけているが、なかなか参加してくれない。
- ・マンションの棟内を見回り、認知症の発見をしたことがある。
- ・認知症サポーターの講座を受講したが、認知症サポーターのネットワークがなく、活動の場がない。

- 地域での活動に男性高齢者の参加が少ない
根拠となる要因

- ・地域活動での女性の力は大きく参加者が多い。
- ・声をかけてもらう機会が少ない。
- ・声をかけても参加が少ない。

（アンケートについての意見）

- ・結果を反映させてほしい。
- ・地域活動に参加しない理由をうかがうなど、地域の課題を浮き彫りにする必要がある。
- ・生活に不安を感じている人が多くいる。医療体制の充実や災害時の避難方法、介護施設の充実を行えばよいのではないか。



< 課題解決に向けて必要と考える取り組み >

- (1) 市民ひとりひとりの取り組み

（目標）

次回提案します。検討をお願いします。

★

- ①町で会う地域の高齢者に声をかける。
- ②催しごとに参加を呼びかける。特に女性（妻など）から男性へ参加を呼びかける。

- (2) 地域や関係団体による活動

（目標）

次回提案します。検討をお願いします。

★

- ①全戸訪問調査を行い、地域住民の家族構成などの把握に努める。
- ②老人会同士の連携を図ることが必要。
- ③赤飯などを配布して地域高齢者の安否確認を行う。
- ④催しの開催。
- ⑤歌の会や熱中症対策として自治会室を高齢者の集える場所として提供し、地域の情報を共有する。
- ⑥災害時に援助が必要な人の把握を行う。
- ⑦福祉推進委員などの立場から近所の高齢者に声かけを行う。
- ⑧ロコミ、役員会などで医療情報キットの周知を行っている。（救急医療情報キットの内容を紙に書いて冷蔵庫に貼る活動から始めてもよい。）

- (3) 行政による取り組み

（目標）

次回提案します。検討をお願いします。

★

- ①認知症の早期発見、重篤化防止のために認知症サポーターのネットワークを構築する。
- ②医療体制の充実を図るため、地域看護師を活用して、地域の健康をサポートする体制を作してほしい。
- ③災害時の避難経路を明確にし、周知を図る。
- ④災害時の避難を促す音は半鐘の音にしてはどうか。（半鐘の音は人が逃げる音である。）
- ⑤救急医療情報キットの周知を行う。
- ⑥介護保険施設の充実を図る。

＜ 課 題 ＞

- 復興公営住宅とそれ以外では、地域での課題が異なる（例えば人口構成など）

根拠となる要因

- ・復興公営住宅とそれ以外では人口構成が大きく異なる。

- 高齢者に関する情報やイベントが少ないため、地域での取り組みに参加しにくい

根拠となる要因

- ・南浜町では高齢者が少ないため、子どもを中心としたイベントが多い。
- ・陽光町では高齢化率が高く、高齢者に関する情報を手に入れやすいが、南浜町まで情報が伝わっていない。

- 集まる場の確保、取り持つ人がいないと参加しにくい

根拠となる要因

- ・日常的に開放されている場所が少ない。（以前は自治会のお茶会があった。）

- 新しい町の地域力を作っていくことが必要

根拠となる要因

- ・働いている人が多い地域もあり、集まるのが難しく、地域の力になれない。
- ・子育てサークルとの協働など、少しずつ輪が広がってきている例もあり、いい意見を持った人も地域の中にはいる。
- ・LSA 中心のネットワークが広がるとよい。
- ・総合公園周辺を散歩している高齢者も多くいるが、総合公園、足湯などは他市の利用者が多いのではないかと。（施設を活用することが健康増進につながる。）
- ・芦屋川沿いを整備して、散歩コースにできないか。

- その他の意見

- ・行政は市民へのレスポンスを早く行う。

＜課題解決に向けて必要と考える取り組み＞

- (1) 市民ひとりひとりの取り組み

(目 標)

★人のつながりを広げる

- ①事業やイベントに参加してもらえるよう声かけをする。
- ②地域のイベントを通じてつながっていく。

- (2) 地域や関係団体による活動

(目 標)

★点を線でつなぐネットワークづくり

- ①参加対象者の広いイベントを企画し、横のつながりを作る。（有志の盆踊りが8月20日にあり、講師の方もお願いしている。練習も3～4回しており、練習の段階から人とのつながりができるように考えている。）
- ②自治会、老人会、LSA等がイベント参加を呼びかける。
- ③イベントの実施などの活動を続け、住民に活動を意識してもらう。
- ④地域の中で連絡し合えるネットワーク作り。

- (3) 行政による取り組み

(目 標)

★公共施設を市民が使いやすくする

- ①総合公園、ウォーターパークなどの地元施設を有効活用する。
- ②地元施設を市民へアピールする。



□ 検討テーマ2

「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」について

「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」が整っているか

各グループでの意見・まとめ：「浜風地区」

< 課題 >

○ 環境は十分に整備されていない

整っていないことの根拠となる要因

<医療・健康>

- ・子どもと同居していないため健康に気をつける必要がある。
- ・市立芦屋病院が遠い。

<災害時>

- ・災害が起こったときの避難場所は浜風小学校が指定されているが、地域人口を考えると無理があるのではないかと。

<住環境>

- ・高層住宅は各階にエレベーターが停止しない。
- ・廊下、階段に手すりがついていないが、幅が狭く、手すりの取り付けが難しそう。
- ・身体状況によって、人の手を借りないと階段の利用などの行動できなくなる。
- ・腰痛や膝痛があると荷物を持って階段を上り下りすることが難しい。

整っている根拠となる要因

<医療・健康>

- ・近隣に診療所がある。

<安全>

- ・歩道と車道が分かれており、歩行者と車両が分離できている。

<近隣との支えあい>

- ・四ヶ月に一度、独居高齢者を招待して誕生日会を行っている。
- ・友人が多く、助け合える。
- ・陰悪な人がいなく、お互い好印象。

<公共交通機関>

- ・バスの便数が多い。

<治安>

- ・比較的、頻繁にパトカーが巡回している。

<買い物>

- ・周辺に各施設（食・住）が充実している。
- ・グルメシティが生活物資の最終調達場所。

<環境整備のために必要だと思うもの>

何を充足したら環境は整備されるか

<医療・健康>

- ・介護予防の推進
- ・主治医（診療所）の確保と、主治医と病院の連携

<災害時>

- ・避難場所の確認と地域への周知

<住環境>

- ・外出支援の充実と外出環境の整備



各グループでの意見・まとめ：「潮見地区」

< 課題 >

○ 環境は十分に整備されていない

整っていない根拠となる要因

<エレベーター>

- ・高層マンションだがエレベーターが各階に停止しないため、高齢者が多くなると困る。
- ・緑I住宅にはエレベーターがなく、病気になった場合、ひとり暮らしの人が心配。

<バリアフリー>

- ・住宅や道路など、公共のバリアフリーが進んでいない。

<認知症>

- ・認知症の高齢者を、地域で発見することが遅れることがある。
- ・高齢者で初期の認知症の方への対応が難しく決定的な解決がないため、一人暮らしや高齢者世帯の場合は大変。
- ・徘徊高齢者家族支援サービス事業の周知度が低く、利用者が少ない。また使いにくい。

<防災・防犯>

- ・災害時の防災の対応策が不明確。
- ・車いすの方や高齢者など、津波がきたときの避難方法が未整備。
- ・災害時の呼びかけ方法の具体化がされてない。
- ・津波がきたときに避難場所がなく不安。

<住民の関係>

- ・住民の把握ができていない地域もあり、(特に外国の方) 近隣であっても挨拶が少ない。



整っている根拠となる要因

<地域の支えあい>

- ・近隣が互いに思いやり、見守りあえる関係ができている地域もある。(遠い親戚、昼間しか対応できない行政より、近所と親しくすることの大切さを実感している。)
- ・近隣で互いの状況のある程度理解しており、災害時にも協力し合えると思う。
- ・地域の中に若い世帯もおおり、庭の手入れなど支えあいが少しずつ見えている。

<地域組織の活動>

- ・老人会役員会で地域の案件を話し合い、具体策を示している。
- ・集会所を活用して、週一回の歌の会で連絡が取れている。
- ・救急医療情報キットを設置している。

<健康遊具>

- ・身近に健康遊具を設置した公園がある。

<環境整備のために必要だと思うもの>

<エレベーター>

- ・外出できる環境の整備。

<バリアフリー>

- ・外出支援の充実や外出できる環境の整備。

<認知症>

- ・民間の徘徊サービスに助成をつけてはどうか。
- ・グループホームなどが増えれば、利用者の認知症を遅らせたり、自立の助けになるのではないか。

<災害・防犯>

- ・防災計画の見直しが進められており、具体案はその後になる。

<住民の関係>

- ・住居の階上下や両隣の人とは毎日挨拶をしていくことを心がける。

各グループでの意見・まとめ：「潮芦屋地区」

< 課題 >

○ 環境は十分に整備されていない

整っていない根拠となる要因

<住環境・立地>

- ・歩行が困難になると、銀行などへはタクシーやヘルパーの利用が必要。

<医療>

- ・救急の場合市外の医療機関に搬送される。

<移動に関すること>

- ・バスを利用して市役所・銀行などに行っても、市役所などには歩行器がない。

<行政>

- ・行政内の縦割りがある。
- ・近隣市との連携ができていない。

<住民意識>

- ・支援者に依存的になってしまっているのではないか。
- ・様々なトラブルによる住民感情から、つながりやまとまりが阻害されている。

<住民活動>

- ・陽光町では市・県住とも自治会活動が少ない。

<LSA>

- ・シルバーハウジング以外の高齢者が多くなり、県営も市営と同様の体制で見守って欲しい。

整っている根拠となる要因

<住環境・立地>

- ・駐在所があって安心。
- ・公園（健康遊具）や遊歩道があり介護予防に活用できる。
- ・地域全体がバリアフリーで車いすなどで外出ができる。
- ・住宅中心の環境。駐車スペースも多い。

<介護保険施設>

- ・利用できる施設が多く、入所、在宅サービスとも大きく環境が変わらずに利用が可能。



<高齢者生活支援センター>

- ・潮見高齢者生活支援センターが周知されている。

<住民意識>

- ・子育て世代の若い母親が意欲的。（子ども会）
- ・住民の町を良くしようという意識が高い。

<住民活動・関係性>

- ・市営、県営住宅の集会所がよく活用されている。
- ・小ブロック連絡会で近隣の自治会とも横断的つながりを作るきっかけがある。
- ・潮芦屋全体として年に3回の集いがある。
- ・月一回の老人会のお茶会を楽しみにしている。

<医療>

- ・救急対応の医療機関が近くにある。
- ・市内は救急車が2分以内に来てくれる。

<LSA>

- ・市、県住はLSAがあり、シルバーハウジングの入居者は安心して暮らせる。
- ・LSAが24時間365日常駐している。
- ・何かあったときに早期発見をしやすい。

<環境整備のために必要だと思うもの>

何を充足したら整備されるか

<住環境・立地>

- ・外出支援の充実と外出環境の整備

<医療>

- ・救急対応が可能な医療体制の整備

<移動に関すること>

- ・歩行器をバスに乗せてくれるサービスの整備
- ・主要機関への歩行器の整備

<行政>

- ・制度横断的対応の整備・他市との連携を図る

<住民意識>

- ・自治会活動の充実

<LSA>

- ・24時間対応の生活支援の整備

第2回 ワークショップに参加された方々

浜風地区



溝口さん、岸本さん、市栄さん、大永さん、鳥居さん、磯中さん、古家さん、栗田さん（発表者）、守上さん、木村さん（社会福祉協議会）、脇さん（権利擁護支援センター）、先谷さん（潮見支援センター）、近藤（地域福祉課兼高年福祉課）【川原不同】

潮見地区

樫本さん、瀬尾さん、鈴木さん、小林さん、大西さん、森嶋さん、足立さん、田中（利）さん、田中（恵）さん（発表者）、佐野さん、忠津さん、牧野さん、大橋さん、大島さん（潮見支援センター）、岡本（高年福祉課）、細井（地域福祉課兼高年福祉課）、吉賀（地域福祉課兼高年福祉課）【川原不同】



潮芦屋地区



三木さん、下村さん、宮川さん（発表者）、高戸さん（潮見支援センター）、下條（高年福祉課）、吉川（地域福祉課兼高年福祉課）【川原不同】

次回のワークショップ予定 : 8月23日（火）午後6時半から8時半 市役所北館2階第3会議室
テーマ「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」



●第2回目は、「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」について意見交換、検討しました。次回は、このワークショップも最終回となります。最終回では、2回目で出された意見を踏まえて、住民、身近な地域、行政がすべきことを具体的にまとめていきます。みなさんの参加をお願いいたします。

すこやか長寿21瓦版(潮見地区)

発行：ワークショップ事務局 芦屋市高年福祉課 TEL0797-38-2044 (直通)

芦屋市高齢者福祉を考えるワークショップ最終回を開催

8月23日(火)午後6時半から、芦屋市の高齢者福祉を考えるワークショップの最終回が開催されました。

最終回では、2回目に引き続き「検討テーマ2 高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」について検討しました。2回目で出された意見を元に、「環境づくりのために取り組めることは何か」を中心に、市民一人ひとり、身近な地域、芦屋市(専門職を含む)それぞれの取り組みについて検討し、まとめました。

また、それぞれの地域で、現在取り組んでいる活動について意見を出し合い、「市内

他の地域でも取り組めると良いのではないか」と思われる活動を発表し、共有しました。

「環境づくりのための取り組み」については、様々な項目について話し合われました。瓦版では、多くの意見が出された項目、潮芦屋地区は「住民意識、活動について」、潮見地区は「災害、防犯について」、浜風地区は「医療、健康について」に関する意見をまとめました。

その他の項目に関する意見は、別表(A3版)にまとめとして記載しています。

<全体テーマ>

「高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるまちをめざす」

□ 検討テーマ1 予防の推進

ひとりひとりの介護予防の取り組みから地域全体へ広げていくために

□ 検討テーマ2 高齢になっても安心して住み続けることのできる環境

安心して暮らせるための環境に必要なものと、優先的に取り組む課題について

第3回(最終回)タイムスケジュール

午後18時30分から18時45分
前回のまとめと本日の進め方の説明

午後18時45分から20時30分
「検討テーマ2」の検討、まとめ、発表



□ 検討テーマ2

「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」について

「高齢になっても安心して住み続けることのできる環境」が整っているか

各グループでの意見・まとめ：「浜風地区」

<環境整備のために必要だと思うもの>

何を充足したら環境が整備されるのか

<医療・健康>

- ・ 介護予防の推進。
- ・ 主治医（診療所）の確保と、主治医と病院の連携。

<災害時>

- ・ 避難場所の確認と地域への周知。

<住環境>

- ・ 外出支援の充実と外出環境の整備。

<環境整備のための取り組み>

○医療・健康について

それぞれが取り組むこと

(1) 市民ひとりひとり

- ・ ジョギング，健康体操への参加など自分で健康保持する。
- ・ 住民健診を受診をする。
- ・ 健診結果や医師の指導に従い，健康の維持と疾患の早期発見に努める。
- ・ 自分の体調等を把握し，必要時に人に伝えられるようにする。
- ・ 健康について自ら学び，健康への意識を高める。



(2) 身近な地域

- ・ 地域で高齢者教室（体操教室など）を開催し，地域の介護予防に努める。
- ・ 健康に関する講座を開催し，住民の健康への意識と知識を高める。
- ・ 救急医療情報キットの申請をし，地域住民が緊急時に必要な情報を提供できるよう努める。
⇒地域で申し込むため，地域のつながりを感じることができる。また救急医療情報キットを渡すときに交流を持つきっかけになるといった二次的な効果も期待できる。

(3) 芦屋市（専門職を含む）

- ・ 健康相談会を開催し，地域住民の健康に関する相談を受ける。
- ・ 救急医療情報キットの活用や情報を更新するよう働きかけて，緊急時に最新の情報が得られるように努める。
- ・ 住民健診について，健診を受けられる年齢の拡大や開催場所の検討を行い，住民健診を受けやすくする（集会所での開催を増やして欲しい）。

<現在取り組んでいる活動>

～他の地域へお勧めしたい取り組み～

- ・ 地域の人，自治連合会，子ども会，老人会，コミスク，民生委員，福祉推進委員などが中心となって，12月25日～29日まで毎日年末警戒を行っている（新浜町，高浜町，浜風町）。



各グループでの意見・まとめ：「潮見地区」

<環境整備のために必要だと思うもの>

何を充足したら環境が整備されるのか

<エレベーター>

- ・ 外出環境の整備。

<バリアフリー>

- ・ 外出支援の充実や外出環境の整備。

<認知症>

- ・ 徘徊する方へのサービス整備。
- ・ 認知症対応施設の増設。

<災害・防犯>

- ・ 防災計画の見直し。

<住民の関係性>

- ・ 近隣の住民との挨拶。

<共通事項>

- ・ 地域で見守り、つながり、支えあう環境を作る。

<環境整備のための取り組み>

○災害・防犯

それぞれが取り組むこと

(1) 市民ひとりひとり

- ・ 防犯グッズの整備や、高所に物を置かないなど工夫し、災害に備える。
- ・ 災害時は近隣に声かけ、安否確認を行う。
- ・ 救急医療情報キットを設置し、緊急時に情報提供できるように努める。
- ・ 夕方以降は雨戸を閉め、防犯に努める。
- ・ 災害時には危険な場所になるところなどを探し、災害時避難場所のマップ作成に協力する。



(2) 身近な地域

- ・ 自治会から防犯グッズのセットを全戸配布するなどをして災害時に備える。
- ・ 地域住民からの情報を集約し、災害時避難場所のマップを作成し、災害対策を行う。
- ・ 救急医療情報キットを周知する。
- ・ 救急医療情報キットの情報を自治会で収集し、収集した情報を基に災害時には支援を要する方の安否確認を行う。

(3) 芦屋市（専門職を含む）

- ・ 防災計画を見直し、避難計画を立てて、災害時に備える。
- ・ 要援護者台帳で地域の要援護者を把握し、必要時は民生委員と共同して要援護者の安否確認を行う。

<現在取り組んでいる活動>

～他の地域へお勧めしたい取り組み～

- ・ 緊急時に備え、地域の名簿作成を行っている。
- ・ 65歳以上を対象に、敬老の日にお祝い金と高齢者生活支援センターのパンフレットを配布している（若葉町）。
- ・ 救急医療情報キットを周知し、内容を自治会で集約し、災害時などに活用する（若葉町）。
- ・ 自治会から防犯グッズセットを配布した（潮見町）。
- ・ 近隣のクリーン作戦を行っている（潮見町）。
- ・ ハロウィンの日に、子どもが近隣の高齢者を訪ねて、お菓子をもらう企画があり、世代を超えてコミュニケーションが取れる。



各グループでの意見・まとめ：「潮芦屋地区」

<環境整備のために必要だと思うもの>

何を充足したら環境が整備されるのか

<住環境・立地>

- ・ 外出支援の充実と外出環境の整備。

<医療>

- ・ 救急対応が可能な医療体制の整備。

<移動に関すること>

- ・ 歩行器をバスに乗せてくれるサービス。
- ・ 主要機関への歩行器の整備。

<行政>

- ・ 制度横断的な対応の整備。
- ・ 他市との連携を図る。

<住民意識>

- ・ 「自助」「互助」の理解の促進。
- ・ 近隣トラブルを解消し、予防する仕組みの構築。

<住民活動>

- ・ 自治会活動の充実。

<LSA>

- ・ 24時間対応の生活支援の整備。

<環境整備のための取り組み>

○住民意識・住民活動について

それぞれが取り組むこと

(1) 市民ひとりひとり

- ・ 顔の見える関係を作り、トラブルや困りごとを気軽に相談できる体制を作る。
- ・ 援助を受ける側の自主性を尊重して、援助者は過剰に援助しないよう努めながら援助する。
- ・ 住民活動に、若い世代への参加も呼びかけ、世代を越えた関係性を作る。
- ・ 自分の才能が活かせる活動（サークル活動など）など、参加しやすい活動に参加し、顔見知りを増やす。

(2) 身近な地域

- ・ 住民の「互助」を促進するために、互いに協力し合えるような住民風土を作る。
- ・ 自治会のまとまりを深める声かけをし、自治会がない地区も繋がりが深まるよう何らかの形で組織化する。
- ・ 協力、共同体験による成功体験を積み重ね、地域の結束力を高める。

(3) 芦屋市（専門職を含む）

- ・ 高齢者生活支援センターや社会福祉協議会、LSAなどの周知に努め、地域の資源を活用しやすくする。
- ・ 自治会活動のほか、サークル活動にも協力し、地域の活動の活性化を促す。

<現在取り組んでいる活動>

～他の地域へお勧めしたい取り組み～

- ・ 年齢を制限せず参加対象者を広げて、有志の集まりで盆踊りを企画した。講師の方にも来てもらい、練習も3～4回集まって行い、練習で人との繋がりができることを目的とした。



第3回 ワークショップに参加された方々

浜風地区



市栄さん、大永さん、樽谷さん、
磯中さん、古家さん、福井さん、
青井さん、栗田さん（発表者）、
勝木さん、先谷さん（潮見支援センター）
木村さん（社会福祉協議会）、
近藤さん（地域福祉課兼高年福祉課）

【順不同】

潮見地区

檜本さん、瀬尾さん、鈴木さん、
佐野さん、田中（恵）さん、足立さん、
田中（利）さん、忠津さん、牧野さん、
上國さん、大橋さん、荒木さん（潮見支援センター）、
岡本（高年福祉課）、細井（地域福祉課）、
吉賀（地域福祉課兼高年福祉課）

【順不同】



潮芦屋地区



支倉さん、三木さん、下村さん、目黒さん、
宮川さん（発表者）、高戸さん（潮見支援センター）、
大山さん（潮見支援センター）下條（高年福祉課）
南（地域福祉課兼高年福祉課）

【順不同】

- 最終回となった第3回目は、前回に引き続き、「安心して暮らせる環境は整っているか」について話し合い、市民・地域・行政として取り組めることについてまとめ、3回にわたるワークショップを無事に終了することができました。ワークショップで検討した課題については、計画に反映させるため、「芦屋市全体に共通しているもの」、「その地域のだけにみられるもの」を整理し、策定委員会等の会議で報告いたします。暑期中、またお忙しい中、ご参加いただき、また熱い議論を積み重ねていただき、本当にありがとうございました。

6 用語解説

【あ行】

インフォーマル

非公式的などという意味で、インフォーマル支援者という場合は、住民組織やボランティアなど、各地域で福祉活動を行う人のこと。

運動器

運動器とは、身体運動に関わる骨、筋肉、関節、神経などの総称のこと。

【か行】

介護給付

介護認定審査で、要介護1～5の認定を受けた介護保険の被保険者に対する保険給付のこと。

介護認定審査

介護保険の被保険者からの申請に基づき、市町村が該当する要介護状態の区分を判定する際に行う審査のこと。審査は、1次判定の結果（市町村の調査員による訪問調査の結果をコンピュータが判定したもの）と主治医の意見書、訪問調査員が記した特記事項をもとに、介護認定審査会が行う。

活動的な85歳

平成18年度からの第4次市町村老人保健福祉計画・第3期市町村介護保険事業計画に向けた検討をして、厚生労働省は「老人保健事業の見直しに関する検討会」を設置し、本検討会が平成16年10月にとりまとめた「老人保健事業の見直しに関する検討会中間報告 ～生活習慣病予防と介護予防の新たな展開に向けて～」の中で、“健康な65歳”から“活動的な85歳”への転換を示している。

基本チェックリスト

65歳以上の高齢者を対象とした介護予防健診で、こころとからだの元気度をチェック（生活機能評価）する25個の質問項目のこと。

クーリング・オフ制度

申し込みや契約後に、一定の期間内であれば違約金などの請求を受けることなく、申し込みの撤回や契約の解除ができる制度のこと。

ケアマネジメント

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけること。

ケアマネジャー

介護保険サービスの居宅介護支援を行う介護支援専門員のこと。

健康遊具

散歩の途中などに誰でも気軽にストレッチをしたり、体のツボを刺激したり、体を鍛えたりなど、健康づくりを主な利用目的とした遊具のこと。

高齢者セーフティネット

高齢者が日々の生活で困難な状況に陥った場合に、関係機関や地域住民等が連携して援助をしたり、また、そうした事態になることを防止する仕組みのこと。

コミュニティ・スクール

芦屋市立学校等を拠点とし、学校・地域・家庭の連携と住民相互の連帯感や自治意識を高め、青少年の健全育成を推進し、よりよいコミュニティの創造、発展を図ること。

コレクティブハウジング

独立した専用住戸のほか、共同の台所、食堂などの共用施設がついた生活協同型住居のこと。

【さ行】

指定管理者制度

地方公共団体や外郭団体等が行ってきた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど、法人やその他の団体に包括的に代行させる制度のこと。

シルバー人材センター

働く意欲のある高齢者を対象に、臨時的かつ短期的なもの、又は、その他の軽易な業務の機会を確保し、就業を通じて、社会参加と生きがいづくり、高齢者の能力を活かした地域づくりに寄与することを目的として設立された公益法人のこと。

シルバーハウジング(高齢者世話付き住宅)

福祉施策と住宅施策の連携のもとに、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等を対象に、高齢者の生活特性に配慮した設備・設計、緊急通報システムを備え、生活援助員(ライフサポート・アドバイザー)による福祉サービス(生活相談や緊急時の対応)を備えた公共賃貸住宅のこと。

住所地特例(者)

介護保険の被保険者が、他市区町村にある施設等に入所し、施設所在地に住民登録を移した場合に、入所前の市区町村が保険者となる制度のこと。

スクリーニング

選別や選定を行うこと。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者，知的障がいのある人，精神障がいのある人等）を保護するための制度のこと。

【た行】

第1号被保険者

65歳以上の介護保険被保険者のこと。

第2号保険者

40歳以上65歳未満の介護保険被保険者のこと。

第三者評価

介護保険サービス等の利用者が、質の高いサービスを選択できるよう、サービス事業者が提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

地域ケア

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住みなれた家庭や地域で安心して生活を送れるよう、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、地域全体で高齢者を支える仕組みのこと。

地域包括支援センター

主任介護支援専門員，社会福祉士，保健師等が，高齢者の総合相談機能をはじめ，介護予防事業，総合的・包括的なケアマネジメント，権利擁護事業を行う機関のこと。

地域密着型サービス

高齢者が身近な地域での生活が継続できるよう，平成18年の介護保険制度改正によって創設された介護保険サービスのこと。本サービスは，市町村が介護サービス事業者の指定や指導・監督を行うとともに，日常生活圏域ごとに必要な整備量を調整（計画量を超える場合，市町村は指定を拒否することが可能），地域の実情に応じた基準や介護報酬の設定が可能。

特定疾病(者)

介護保険の第2号被保険者で、要介護者、または、要支援者として認定される疾病のこと。①筋萎縮性側索硬化症、②後縦靭帯骨化症、③骨折を伴う骨粗鬆症、④多系統萎縮症、⑤初老期における認知症、⑥脊髄小脳変性症、⑦脊柱管狭窄症、⑧早老症、⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑩脳血管疾患、⑪パーキンソン病、⑫閉塞性動脈硬化症、⑬慢性関節リウマチ、⑭慢性閉塞性肺疾患、⑮両側の膝関節、または、股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、⑯がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）の16種類がある。

特別給付

介護保険の第1号被保険者の保険料を財源に、市町村が条例で独自に定める保険給付のこと。

【な行】

任意後見制度

高齢者が十分な判断能力があるうちに、あらかじめ自分の任意後見人（代理人）を選任することができる制度のこと。

認知症

後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が低下した状態のこと。

認定調査

介護認定審査の際に、市町村の訪問調査員が被保険者を訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取りを行う調査のこと。

【は行】

バリアフリー

狭い意味では、障がいのある人が安全かつ自由に行動できる空間や、支障がなく扱うことができる物を指すが、現在は障がいのある人がノーマライゼーションに基づく社会生活や社会参加を困難にしている社会、制度、習慣、心理、物質、教育といったすべての障壁の除去といった広い意味で用いられることが多い。

【ま行】

民生委員・児童委員

地域において、住民の社会福祉に関する相談に応じ、必要な支援を行う人のこと。民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、また、児童福祉法により児童委員を兼ねる。

【や行】

要介護等認定者

介護認定審査において、要介護状態の区分が要支援1～2、要介護1～5に判定された人のこと。

要介護度の目安

要支援1	日常生活はほぼ自分で行えるが、今後、要介護状態になることを予防するために、少し支援が必要。
要支援2	日常生活に少し支援が必要だが、介護サービスを適応すれば、機能の維持、改善が見込める。
要介護1	立ち上がりや歩行がやや不安定。日常生活はおおむね自立しているが、排泄や入浴などに一部介助が必要。
要介護2	立ち上がりや歩行が自力では困難。排泄や入浴にも一部または全介助が必要。
要介護3	立ち上がりや歩行が自力ではできない。排泄・入浴・衣服の着脱などにも全面的な介助が必要。
要介護4	日常生活の全般で能力の低下が見られ、排泄・入浴・衣服の着脱に全面的な介助、食事に一部介助が必要。介護なしでは日常生活が困難。
要介護5	生活全般にわたり、全面的な介助が必要。意思の伝達が困難。介護なしでは日常生活が不可能。

予防給付

介護認定審査で、要支援1～2の認定を受けた介護保険の被保険者に対する保険給付のこと。

【わ行】

ワークショップ

本来は作業場という意味であるが、あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね、協働で何かを創り出す、参加型・体験型の研修会などの形式のこと。

第6次芦屋すこやか長寿プラン 21

第6次芦屋市高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画

平成 24 年 3 月発行

発 行 芦屋市

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町 7-6

TEL 0797-31-2121 FAX 0797-38-2160

ホームページ <http://http://www.city.ashiya.lg.jp/>

編 集 芦屋市保健福祉部



第6次

芦屋すこやか
長寿プラン21

平成24年3月 芦屋市